



# 令和5年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領

令和4年10月

国土交通省  
水管理・国土保全局  
国土技術政策総合研究所



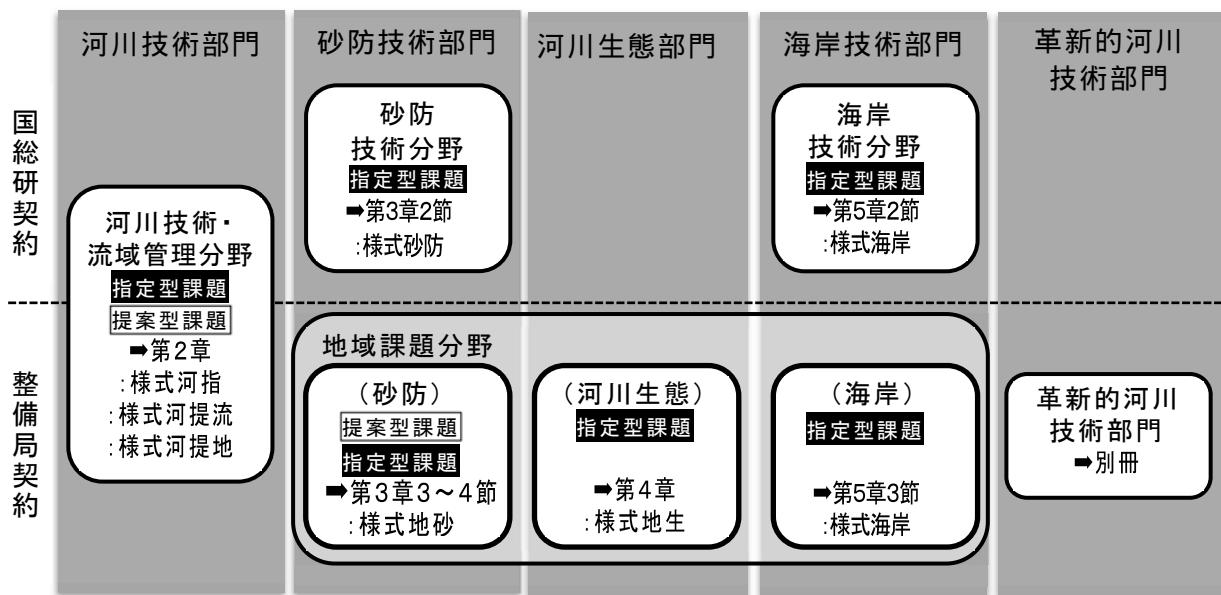
## 河川砂防技術研究開発公募について

**水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的として創設。**

**本要領では、以下の 5 つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く 4 部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、別冊の「令和 5 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領(革新的河川技術部門)」を参照ください。**

- ・河川技術部門：河川技術・流域管理分野
- ・砂防技術部門：砂防技術分野（R5 年度の公募なし） 地域課題分野(砂防)
- ・河川生態部門：地域課題分野(河川生態)
- ・海岸技術部門：海岸技術分野（R5 年度の公募なし） 地域課題分野(海岸)
- ・革新的河川技術部門

### 河川砂防技術研究開発公募



研究テーマは、国土交通省に設置した有識者会議における審査を経て採択し、また各研究テーマの成果概要および評価結果は、中間・事後評価後にHPで公表。

制度の詳細、過去の研究テーマ等については下記HPを参照。

国土交通省 河川砂防技術研究開発公募

<<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kenkyu.html>>

**応募〆切：令和4年12月2日（金）【必着】**

**河川技術部門（河川技術・流域管理分野）；流域課題、地域課題 の応募期間を令和4年12月16日（金）に延長します。**

**<応募書類提出先>**

共通部分：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省水管理・国土保全局

**河川技術部門：河川技術・流域管理分野**

河川計画課河川情報企画室 河川砂防技術研究開発公募 担当係  
・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

**砂防技術部門：地域課題分野（砂防）**

砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募 担当係  
・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

**河川生態技術部門：地域課題分野（河川生態）**

河川環境課 河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係  
・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

**海岸技術部門：地域課題分野（海岸）**

海岸室河川砂防技術研究開発公募 担当係  
・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

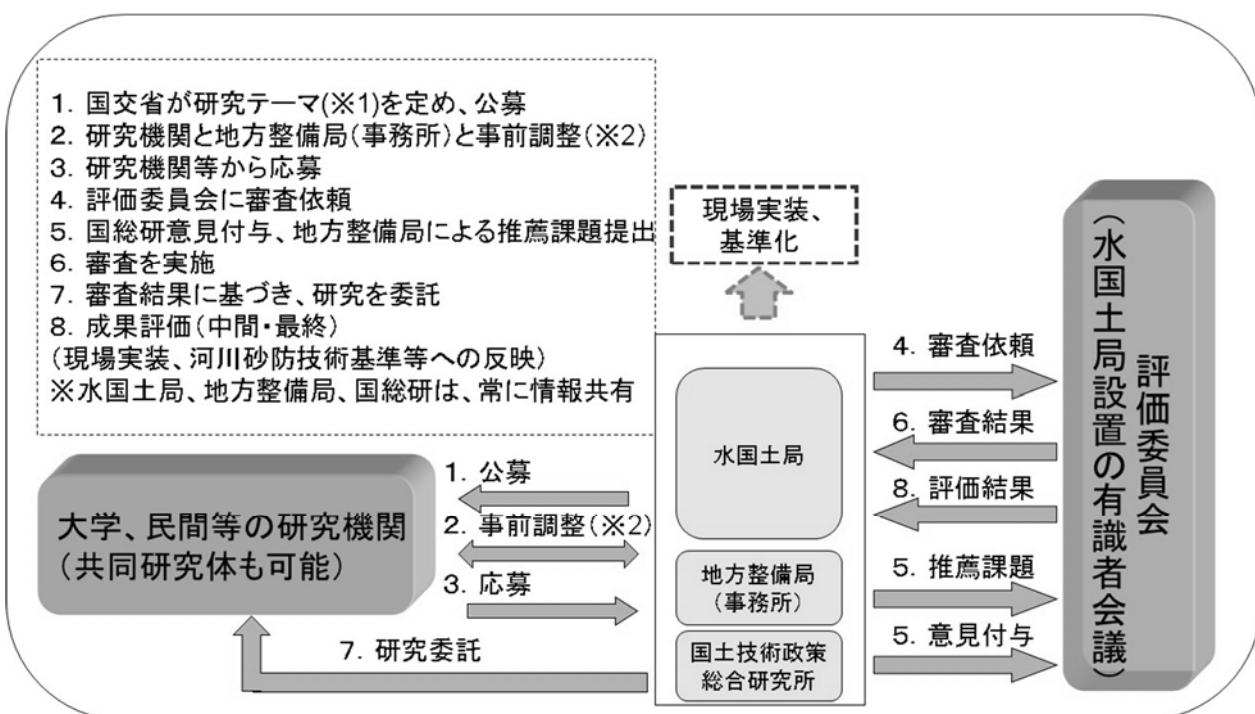
**制度全般に関する問い合わせ先**

**国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係**

E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

個別の分野に関する問い合わせ先は、「1.11 問い合わせ先」P1-9 に記載。

## 河川砂防技術研究開発公募のスキーム



※1 指定型課題のみ ※2 河川技術・流域管理分野の提案型課題のみ

**河川技術・流域管理分野 :**

→第2章を参照

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題（地域課題）の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。

- ・指定型課題： 2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、  
50歳未満の研究代表者を対象

**指定型課題****近年の新規公募課題**指定型  
課題

「流出抑制対策の治水効果を推定できる流出解析・洪水流解析技術に関する研究開発」(R4年度)

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

**R5年度新規公募課題**

「越水時における河川堤防裏法部の侵食量を評価する技術の開発」

シートやブロック等で裏法部の堤体土表面を被覆することによる侵食抑制効果を把握するため、堤体土表面の耐侵食力、堤体土表面に作用するせん断力（流速）を評価する手法の開発を行う。以下、の両方の技術開発を行うことが望ましい。

**内容 堤体土表面の耐侵食力に関して**

- ・裏法部の耐侵食力は、堤体の土質や施工状態（締固め度）による影響を受けることから、土質や施工状態（締固め度）の違いを反映する必要がある。
- ・越水時には、川表からの浸透や降雨、越流水によって、堤体が浸潤する。耐侵食力は、浸潤することで低下することから、堤体の浸潤状況を考慮する必要がある。
- ・耐侵食力を超えるせん断力等が作用した場合の侵食速度を予測できることが必要である。
- ・耐侵食力を評価する従来の手法としては、土の引張破壊応力（堤体土の引張破壊に要する引張力の最大値であり、現場試験によって求められる）と侵食限界流速（堤体土の侵食速度が急激に増加し始める流速）との関係から侵食速度を評価する手法がある。従来の手法は、土質や施工状態（締固め度）浸潤状況などによる耐侵食力の変化を考慮できない。
- ・法尻の堤内地側地盤の耐侵食力は検討対象としない。

**内容 堤体土表面に作用するせん断力に関して**

- ・堤体土表面に作用するせん断力は一般的に不等流計算によって評価されるが、ブロックやかご等の表面被覆材を設置した場合には、空気が混入するなどの複雑な流れとなり、ブロックやかご等の表面被覆材の影響を考慮する必要がある。
- ・ブロックやかご等の表面被覆材の下に通常は吸出し防止材を設置するが、吸出し防止材の厚さや構造（透水係数）を考慮する必要がある。
- ・また、堤体の沈下等により、表面被覆材と堤体土表面との間に隙間が生じることがあるが、隙間の高さを考慮する必要がある。
- ・法尻に設置した基礎工堤内地側の洗掘の有無、堤内地の湛水状況を考慮する必要がある。
- ・吸出し防止材のみを表面被覆材として設置した場合の堤体土表面に作用するせん断力の算定手法については、既往の文献などが参考となるが、ブロックやかご等による流れの変化、隙間の高さについては考慮できない。

- ・提案型課題（流域課題）：2年で600万円まで、各年度300万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

**提案型課題（流域課題）**

国土交通省が管理する河川を中心とした流域について、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築

提案型  
課題

等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して技術研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

<流域管理と地域計画の連携方策に関する課題例>

- ・流域治水の推進に向けたまちづくりや土地利用等の活用方策
- ・水災害リスク情報のまちづくり等への活用促進方策
- ・河川と下水道の連携による既成市街地の水害被害軽減方策
- ・まちづくりにおける水害被害軽減に寄与する日常的な水辺空間の活用方策
- ・津波の河川週上や低頻度に発生する大規模な水害等による流域におけるリスク評価と都市計画への反映方策 等
- ・提案型課題（地域課題）：2年で400万円まで、各年度200万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象

提案型課題（地域課題）の1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。

**提案型課題（地域課題）**

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的とする。

提案型  
課題

なお、応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行うこと。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

<河川管理上の技術的な課題例>

- ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

**砂防技術分野：**

→第3章2節を参照

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

指定型  
課題

**近年の新規公募課題**

「土砂災害における空振りの少ない警戒避難情報の開発に関する研究」【一般研究】(H31年度)

**R5年度新規公募課題**

令和5年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

**地域課題分野（砂防）**

一般型は原則3年以内、合計500万円まで F Sスタートは、F S研究では1年300万円まで。以後、一般研究は原則2年以内、合計1,700万円まで。

→第3章3～4節を参照

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的とする。

一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、F S研究（フィー

ジビリティスタディ研究)と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの(以下、FSスタートという)の2種類がある。

<砂防関係事業等の技術的な課題例(一般型)>

- ・砂防関係工事に関する技術研究開発
- ・土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・生態系・景観など渓流環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な土砂管理に関する技術研究開発 等

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。



提案型  
課題

**近年の新規公募課題(FSスタート)**

- 「土砂・洪水氾濫対策計画立案のための地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上」(R4年度)
- 「気候変動による降雨・流出特性および土砂移動現象の変化を踏まえた新たな土砂災害対策に関する研究」(R4年度)

**R5年度新規公募課題(FSスタート)**

- 「土砂・洪水氾濫対策計画立案のための  
地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上」

<課題の内容>

- ・ 土砂・洪水氾濫時及び山地流域の大規模な土砂生産時における再現性の高い河床変動計算技術等を開発する
- ・ 地形地質、水文特性を踏まえた崩壊発生リスク評価手法を開発する



指定型  
課題

**地域課題分野(河川生態) FS研究は原則1年以内、年間500万円まで**

**一般研究は原則5年以内(この5年にはFS研究は含みません)、年間1,500万円まで**

→第4章を参照

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的とする。

研究段階はFS研究(フィージビリティスタディ研究)と一般研究とにわかれる。



指定型  
課題

**近年の新規公募課題**

- ・河川・湖沼における大規模な水位変動が陸域・海域との連続性を含めた生態系に及ぼす影響の解明と防災・減災も意識した健全な生態系の保全・再生の手法に関する研究(H31年度)
- ・大規模な洪水攪乱下での河川構造の複雑性の機能と河川生態系の保全・回復に関する研究(R2年度)
- ・河川の本流支流や上下流など縦断方向の連続性、また河原・遊水地・霞堤・周辺部など横断方向の連続性が生態系の回復・保全に果たす機能評価に関する研究(R3年度)
- ・「流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究」(R4年度~)

**R4年度～R6年度新規公募課題**

- ・「流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究」(FS研究)

**<課題の説明>**

背景

- 令和3年に流域治水関連法が全面施行され、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を推進している。
  - 流域保水・遊水機能の保全・再生や耕作放棄地を含む水田・農地の活用・保全は、生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出に有効に機能すると同時に治水対策としても有効であると示されている。
  - 流域治水と環境を両立させるためには、河川やその周辺環境における生物多様性を踏まえた生態系そのものの評価が益々重要となり、今後、生態系を総合的にとらえる方法の確立が求められる。
- 研究計画の観点**
- 研究対象は、水系全体の拡がりや流域内でのつながりを踏まえ、河道、ダム、遊水地、電堤などの河川管理施設のほか、流域の森林、水田、農地、ため池、公園などとする。
  - 研究を実施する上では、流域全体（多様性）地域間（多様性）地域内（多様性）を支える生息場の特性及びそれらの関係性に注目した研究を行う。
  - 河川の整備や流域治水を進める上での様々な社会的視点を踏まえ、生息場の保全・創出とその有効性などに関する研究を行う。
- 河川管理への適用**
- 河川管理者は、研究成果をもとに「河川とその周辺環境を含めた生物のハビタット評価に資する手引き（仮称）」を作成し、現場での活用を図るものとする。

**海岸技術分野**：2年以内で合計2,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象  
→第5章2節を参照

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的とする。

**近年の新規公募課題**

「砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術研究開発」【一般研究】(H30年度)

指定型  
課題

**R5年度新規公募課題**

令和5年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

**地域課題分野（海岸）**：3年以内で合計3,000万円まで、各年度1,000万円を上限、50歳未満の研究代表者を対象  
→第5章3節を参照

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的とする。

**指定型課題（地域課題）**

**近年の新規公募課題**

指定型  
課題

「海底谷への土砂流出の推定技術に関する研究開発」【一般研究】(R4年度)

継続課題の提出方法、期日は、委託契約担当者より連絡します。

**R5年度新規公募課題**

「河川から海岸への土砂移動の連続性を実現するための河口部等の地形変化計算モデルに関する研究開発」

**<課題の説明>**

- 全国で策定が進められている総合土砂管理計画では、河床変動計算等により算定された河川からの供給土砂量を境界条件とした海浜変形計算により、海岸の土砂収支が算定されていることが多い。
- しかし、河口部等では、出水による河口砂州のフラッシュや河口テラス形成、沖合への細

- 粒分の流出が比較的短時間で生じた後、その後の比較的長時間の波浪の作用により河口砂州の再生や河口テラスから周辺海岸への土砂移動が生じていると考えられるが、そのようなプロセスは上記計算において考慮されていない。また、そのプロセスへの河口部等の導流堤・防波堤等の影響も考慮されていない。
- 本技術研究開発は、出水による比較的短時間の地形変化とその後（数ヶ月から数十年）の波浪による地形変化を統合的に取り込むとともに、導流堤・防波堤等の影響を考慮できる河口部の地形変化計算モデルを開発するものである。
  - 本技術テーマのリクワイアメント（要求事項）はP5-2を参照のこと。

### 河川砂防技術研究開発公募スケジュール（例）



概ねのスケジュールを示したものであり、変更する場合があります。詳細は本文を参照。

## 令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領 目 次

1. 河川砂防技術研究開発公募の概要 .....	1-1
1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的 .....	1-1
1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野 .....	1-1
1.2.1. 部門・分野の概要 .....	1-1
1.2.2. 応募資格 .....	1-3
1.2.3. 費用の負担 .....	1-5
1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール .....	1-6
1.3. 委託契約 .....	1-7
1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施 .....	1-7
1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成 .....	1-7
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限 .....	1-7
1.7. 研究成果の公表 .....	1-7
1.8. 研究成果のフォローアップ .....	1-8
1.9. 応募手続き .....	1-8
1.10. 研究資金の適正な執行について .....	1-8
1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除 .....	1-8
1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について .....	1-8
(1) 不正使用及び不正受給への対応 .....	1-8
(2) 研究活動における不正行為への対応 .....	1-9
(3) その他 .....	1-9
1.11. 問い合わせ先 .....	1-9
2. 河川技術部門公募要領 .....	2-1
2.1. 公募概要 .....	2-1
2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題） .....	2-1
2.2.1. 新規応募時 .....	2-1
(1) 技術研究開発課題 .....	2-1
(2) スケジュール .....	2-5
(3) 応募書類 .....	2-6
(4) 応募書類の審査 .....	2-8
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-9
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-9
2.2.2. 中間評価時および事後評価時 .....	2-10
(1) 技術研究開発課題 .....	2-10
(2) スケジュール .....	2-10
(3) 審査書類 .....	2-10

(4) 中間評価・事後評価 .....	2-12
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-14
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-14
2.3. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）） .....	2-16
2.3.1. 新規応募時 .....	2-16
(1) 技術研究開発課題 .....	2-16
(2) スケジュール .....	2-16
(3) 応募書類 .....	2-16
(4) 応募書類の審査 .....	2-19
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-19
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-20
2.3.2. 中間評価時および事後評価時 .....	2-21
(1) 技術研究開発課題 .....	2-21
(2) スケジュール .....	2-21
(3) 審査書類 .....	2-21
(4) 中間評価・事後評価 .....	2-23
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-25
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-25
2.4. 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） .....	2-26
2.4.1. 新規応募時 .....	2-26
(1) 技術研究開発課題 .....	2-26
(2) スケジュール .....	2-26
(3) 応募書類 .....	2-27
(4) 応募書類の審査 .....	2-29
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-29
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-30
2.4.2. 中間評価時および事後評価時 .....	2-31
(1) 技術研究開発課題 .....	2-31
(2) スケジュール .....	2-31
(3) 審査書類 .....	2-31
(4) 中間評価・事後評価 .....	2-33
(5) 審査結果の通知・公表 .....	2-35
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	2-35
3. 砂防技術部門公募要領 .....	3-1
3.1. 公募概要 .....	3-1
砂防技術分野 .....	3-1
地域課題分野（砂防） .....	3-1
3.2. 砂防技術分野 .....	3-1
3.2.1. 新規応募時 .....	3-1

3.3. 地域課題分野（砂防）一般型 .....	3-2
3.3.1. 新規応募時 .....	3-2
(1)技術研究開発課題 .....	3-2
(2)スケジュール .....	3-2
(3)応募書類 .....	3-2
(4)応募書類の審査 .....	3-4
(5)審査結果の通知・公表 .....	3-5
(6)技術研究開発の委託契約 .....	3-5
3.3.2. 中間評価時および事後評価時 .....	3-6
(1)技術研究開発課題 .....	3-6
(2)スケジュール .....	3-6
(3)審査書類・提出書類 .....	3-6
(4)中間評価・事後評価 .....	3-8
(5)審査結果の通知・公表 .....	3-10
(6)技術研究開発の委託契約 .....	3-10
3.4. 地域課題分野（砂防）F S スタート .....	3-11
3.4.1. 新規応募時 .....	3-11
(1)技術研究開発課題 .....	3-11
(2)スケジュール .....	3-12
(3)応募書類 .....	3-12
(4)応募書類の審査 .....	3-14
(5)審査結果の通知・公表 .....	3-15
(6)技術研究開発の委託契約 .....	3-15
3.4.2. 中間評価時および事後評価時 .....	3-17
(1)技術研究開発課題 .....	3-17
(2)スケジュール .....	3-17
(3)審査書類 .....	3-17
(4)中間評価・事後評価 .....	3-20
(5)審査結果の通知・公表 .....	3-21
(6)技術研究開発の委託契約 .....	3-21
4. 河川生態部門公募要領 .....	4-1
4.1. 公募概要 .....	4-1
4.2. 地域課題分野（河川生態） .....	4-1
4.2.1. 新規応募時 .....	4-1
(1)技術研究開発課題 .....	4-1
(2)スケジュール .....	4-2
(3)応募書類 .....	4-3
(4)応募書類の審査 .....	4-5
(5)審査結果の通知・公表 .....	4-5

(6) 技術研究開発の委託契約 .....	4-6
4.2.2. 移行時（F S 研究からの一般研究への移行） .....	4-7
(1) 技術研究開発課題 .....	4-7
(2) スケジュール .....	4-7
(3) 審査書類 .....	4-7
(4) 移行評価 .....	4-9
(5) 審査結果の通知・公表 .....	4-10
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	4-10
4.2.3. 中間評価時および事後評価時 .....	4-12
(1) 技術研究開発課題 .....	4-12
(2) スケジュール .....	4-12
(3) 審査書類 .....	4-12
(4) 中間評価・事後評価 .....	4-14
(5) 審査結果の通知・公表 .....	4-16
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	4-16
5. 海岸技術部門公募要領 .....	5-1
5.1. 公募概要 .....	5-1
海岸技術分野 .....	5-1
地域課題分野（海岸） .....	5-1
5.2. 海岸技術分野 .....	5-1
5.2.1. 新規応募時 .....	5-1
5.3. 地域課題分野（海岸） .....	5-1
5.3.1. 新規応募時 .....	5-1
(1) 技術研究開発課題 .....	5-1
(2) スケジュール .....	5-4
(3) 応募書類の審査 .....	5-6
(4) 審査結果の通知・公表 .....	5-7
(5) 技術研究開発の委託契約 .....	5-7
5.3.2. 中間評価時および事後評価時 .....	5-8
(1) 技術研究開発課題 .....	5-8
(2) スケジュール .....	5-8
(3) 審査書類 .....	5-8
(4) 中間評価・事後評価 .....	5-10
(5) 審査結果の通知・公表 .....	5-12
(6) 技術研究開発の委託契約 .....	5-12

#### 別添資料

<別添資料 1> 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例） .....	1
<別添資料 2> 共同研究体協定書（案） .....	8

<別添資料3> 申請事項変更届 ..... 12

**応募書類、提出書類については、別冊の様式をご覧下さい。**



## 1. 河川砂防技術研究開発公募の概要

### 1.1. 河川砂防技術研究開発公募の目的

河川砂防技術研究開発公募は、水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

### 1.2. 河川砂防技術研究開発公募の部門・分野

本要領では、以下の 5 つの部門のうち、革新的河川技術部門を除く 4 部門について公募を行います。革新的河川技術部門については、別冊の「令和 5 年度 河川砂防技術研究開発公募実施要領(革新的河川技術部門)」を参照ください。

#### (1) 河川技術部門：河川技術・流域管理分野

(指定型課題、提案型課題(流域課題)、提案型課題(地域課題)を公募)

#### (2) 砂防技術部門：砂防技術分野(R5 年度の公募なし)、地域課題分野(砂防)

#### (3) 河川生態部門：地域課題分野(河川生態)

#### (4) 海岸技術部門：海岸技術分野(R5 年度の公募なし)、地域課題分野(海岸)

#### (5) 革新的河川技術部門

それぞれの分野によって、対象とする技術研究開発課題、費用の負担等が異なります。

#### 1.2.1. 部門・分野の概要

##### 〔河川技術部門〕

##### 河川技術・流域管理分野

河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### 〔砂防技術部門〕

##### 砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### 地域課題分野(砂防)

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。一般研究のみの 1 段階で行う提案型課題のもの(以下、一般型という)と、F S 研究(フィージビリティスタディ研究)と一般研究の 2 段階で 0 行う指定型課題のもの(以下、F S タ

ートという)の2種類があります。

a) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

b) F S 研究(フィージビリティスタディ研究)

管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

### [河川生態部門]

#### 地域課題分野(河川生態)

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチを行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的としています。

研究段階はF S 研究(フィージビリティスタディ研究)と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

a) F S 研究(フィージビリティスタディ研究)

河川管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

b) 一般研究

F S 研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

### [海岸技術部門]

#### 海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

#### 地域課題分野(海岸)

国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

### 1.2.2. 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の～のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の～のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関

研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

日本に登記されている民間企業等（1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究者の所属する機関と国土交通省の機関との間で契約を締結することとなります。研究者は、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下、「国土技術政策総合研究所」という。）国土交通省の地方整備局・北海道開発局または地方整備局・北海道開発局の河川、砂防関係事務所等（以下、「地方整備局等」という。）の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

1 「日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。

（定款及び財務諸表を添付すること）

2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。

また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。

（応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）

3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

さらに、河川技術部門、砂防技術部門、河川生態部門、海岸技術部門に応募するには、上記応募資格に加え、以下の条件を満たすことを必要とします。

#### 〔河川技術部門〕

（河川技術・流域管理分野（指定型課題））

令和 5 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象

必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

（河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）））

令和 5 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象

指定型課題と提案型課題（流域課題）の両課題に応募することはできません。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

#### ( 河川技術・流域管理分野 ( 提案型課題 ( 地域課題 ) )

令和 5 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象

指定型課題と提案型課題 ( 地域課題 ) の両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題 ( 地域課題 ) の審査対象外となります。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

#### [ 砂防技術部門 ]

##### ( 地域課題分野 ( 砂防 ) )

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。また、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

### 〔河川生態部門〕

#### ( 地域課題分野 ( 河川生態 ) )

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

地域課題分野のうち河川生態については、生態学分野と河川工学分野の幅広い研究が含まれる研究体制であること。また、将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制とすることが望ましい。

### 〔海岸技術部門〕

#### ( 地域課題分野 ( 海岸 ) )

令和 5 年 3 月 31 日時点で 50 歳未満の研究代表者を対象

必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。また、研究成果の公表は共同で行うこと。

なお、地方整備局等は、共同研究者として以下の事項を実施します。

- ・国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータを研究者からの要請により提供する。
- ・国土交通省が所有する計測機器の貸与、簡易な整備を含む現地調査のためのフィールドの提供等、現地調査に必要な措置を実施する。
- ・研究者と共同して技術研究開発を実施する。

#### 1.2.3. 費用の負担

国土交通省の費用負担の限度額は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 費用負担の限度額等

公募区分	費用負担限度額 <sup>1</sup>	技術研究開発期間、新規採択件数 <sup>4</sup>
<b>河川技術部門</b>		
河川技術・流域管理 分野	【一般研究】 指定型課題	技術研究開発期間の合計 <u>として 2,000 万円</u> (各年度 1,000 万円)

	<b>【一般研究】 提案型課題 ( 流域課題 )</b>	<u>技術研究開発期間の合計として 600 万円</u> <u>( 各年度 300 万円 )</u>	<u>2 年</u> <u>2 件程度</u>
	<b>【一般研究】 提案型課題 ( 地域課題 )</b>	<u>技術研究開発期間の合計として 400 万円</u> <u>( 各年度 200 万円 )</u> <u>2 年目に研究奨励制度あり<sup>2</sup></u>	<u>2 年</u> <u>5 件程度</u>
<b>砂防技術部門</b>			
砂防技術分野	<b>【一般研究】 指定型課題</b>	<u>新規公募なし</u>	<u>0 件</u>
地域課題分野 ( 砂防 )	<b>【一般研究】 提案型課題</b>	<u>技術研究開発期間の合計として 500 万円</u>	<u>最長 3 年</u> <u>3 件程度</u>
	<b>【 F S スタート】 指定型課題</b>	<u>F S 研究は年間 300 万円</u> <u>( 以後、一般研究は合計として 1,700 万円 )</u>	<u>F S 研究 1 年以内、以後、一般研究 2 年以内</u> <u>1 件程度</u>
<b>河川生態部門</b>			
地域課題分野 ( 河川生態 )	<b>【 F S 研究】</b>	<u>年間 500 万円</u>	<u>原則 1 年以内</u> <u>1 件程度</u>
	<b>【一般研究】<sup>3</sup></b>	<u>年間 1,500 万円</u>	<u>原則 5 年以内</u>
<b>海岸技術部門</b>			
海岸技術分野	<b>【一般研究】 指定型課題</b>	<u>新規公募なし</u>	<u>0 件</u>
地域課題分野 ( 海岸 )	<b>【一般研究】 指定型課題</b>	<u>技術研究開発期間の合計として 3,000 万円</u> <u>( 各年度 1,000 万円 )</u>	<u>原則 3 年以内</u> <u>2 件程度</u>

1 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

2 提案型課題（地域課題）の 1 年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2 年目の費用負担限度額を増額（最大 200 万円）する場合があります。

3 地域課題分野のうち河川生態の一般研究については、前年度に実施した F S 研究の移行評価結果又は一般研究の中間評価結果を踏まえて決定します。

4 技術研究開発期間、新規採択件数は、募集内容により変動する場合があります。

#### 1.2.4. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

分野毎に課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。応募を予定している分野のページをご確認下さい。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

### 1.3. 委託契約

有識者からなる河川技術評価委員会、砂防技術評価委員会又は河川生態委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、提出いただいた研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画に基づき、河川技術・流域管理分野（指定型課題）砂防技術分野及び海岸技術分野（指定型課題）については国土技術政策総合研究所と、河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題）提案型課題（地域課題））、地域課題分野（砂防、河川生態、海岸）については地方整備局等と委託研究契約を締結します。

また、複数年の継続課題は、2年度目以降も毎年度中間評価を実施し、その結果継続の可否を決定することから、単年度毎の採択・契約となります。

詳細については各分野の公募要領をご確認下さい。

### 1.4. 中間評価・事後評価・移行評価の実施

採択された研究テーマについては、評価委員会による中間評価（複数年度にわたる場合）と事後評価を実施します。中間評価の結果、研究目的の達成が困難であると判断されたものについては本制度による技術研究開発を終了します。また、中間評価及び事後評価の結果は公表します。なお、FS研究については、中間評価・事後評価に代えて一般研究への移行に関する評価を実施します。

### 1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成

採択された研究テーマについては、年度毎に得られた研究成果について研究概要・成果の要旨、河川砂防技術研究開発【成果概要】、報告書を提出していただきます。

### 1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

### 1.7. 研究成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、研究成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議して下さい。

なお、国土技術政策総合研究所と契約しているものについては、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」第25条を参照して下さい。

中間・事後評価後、国土交通省河川砂防技術研究開発公募のホームページで、研究開発公募の成果概要や評価結果を公表します。

#### 【河川技術・流域管理分野の例】

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/kasenryuuiki/theme.html>

#### 令和2年度採択テーマ

令和元年10月より公募した河川技術・流域管理分野の課題について、令和2年1月と2月の河川技術評価委員会における審査結果をふまえて、以下のとおり採択テーマを決定しました。

[令和2年度 河川砂防技術研究開発公募河川技術・流域管理分野 新規課題研究開発テーマ\(PDFファイル\)](#)

[令和2年度 河川砂防技術研究開発公募 応募状況\(PDFファイル\)](#)

[河川技術評価委員会 委員\(PDFファイル\)](#)

#### 【指定型課題:堤防や河岸の侵食による被災リスクの評価技術の開発～河道形状の設計手法や河道変化予測の高度化～】

令和2年1月の河川技術評価委員会において、技術革新性・導入可能性・実現可能性の視点から審査が行われ、以下の3件が採択されました。

研究テーマ名/ 研究代表者名	期間	中間評価/ 評価委員会開催日	研究成果報告書概要/ 事後評価結果/ 評価委員会開催日
[REDACTED]	R2～R3	<a href="#">結果PDF</a> <a href="#">評価委員 PDF</a> 令和3年3月2日	-----
[REDACTED]	R2～R3	<a href="#">結果PDF</a> <a href="#">評価委員 PDF</a> 令和3年3月2日	-----
[REDACTED]	R2～R3	<a href="#">結果PDF</a> <a href="#">評価委員 PDF</a> 令和3年3月2日	-----

### 1.8. 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して行う研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

### 1.9. 応募手続き

応募を予定している分野のページをご確認下さい。

### 1.10. 研究資金の適正な執行について

#### 1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることとします。

- (1) 不合理的な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金分配機関に情報提供する場合があり、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

#### 1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

##### (1) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン

(実施基準)(平成27年6月2日改正)(以下、「ガイドライン」という。)」(国土交通省のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>)参照)の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

## (2) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針(平成27年6月2日改正)(以下「指針」という。)」(国土交通省のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>)参照)の第4章から第5章に準じて、不正行為(捏造、改ざん及び盗用)を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

## (3) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

### 1.11. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、下記まで電子メールにて日本語でお願いします。

(制度全般、河川技術・流域管理分野(指定型課題))

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp)

(砂防技術分野、地域課題分野(砂防))

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp)

(地域課題分野(河川生態))

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川砂防技術研究開発公募担当係

E-mail : [hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp)

( 地域課題分野 ( 海岸 ))

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 河川砂防技術研究開発公募担当係  
E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

( 河川技術・流域管理分野 ( 提案型課題 ( 流域課題 ) 提案型課題 ( 地域課題 )) 地域課題分野 )

北海道開発局 建設部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : hkd-ky-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

東北地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : thr-82kawakei@mlit.go.jp

関東地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : ktr-kasengijyutu@gxb.mlit.go.jp

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : hokuriku-koubo@hrr.mlit.go.jp

中部地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : cbr-s852320@mlit.go.jp

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : kkr-riverpr@mlit.go.jp

中国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : kasenkoubo@cgr.mlit.go.jp

四国地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : skr-kawakei@mlit.go.jp

九州地方整備局 河川部 河川計画課 河川砂防技術研究開発公募担当  
E-mail : qsr-kawa-guide@mlit.go.jp

## 2. 河川技術部門公募要領

### 2.1. 公募概要

河川技術・流域管理分野の技術研究開発公募は、河川技術・流域管理分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

河川技術・流域管理分野では、指定型課題、提案型課題（流域課題）、提案型課題（地域課題）を公募します。指定型課題と提案型課題（地域課題）の組み合わせについては、両課題に応募することも可能ですが、指定型課題で採択された課題は、提案型課題（地域課題）の審査対象外となります。指定型課題と提案型課題（流域課題）の両課題に応募することはできません。

## 2.2. 河川技術・流域管理分野（指定型課題）

### 2.2.1. 新規応募時

#### （1）技術研究開発課題

令和5年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、2件を目安として採択します。

課題名	「越水時における河川堤防裏法部の侵食量を評価する技術の開発」
技術研究開発期間、費用負担限度額	2年以内、費用負担限度額は合計2,000万円まで(各年度1,000万円) 研究代表者の年齢は50歳未満
背景	<ul style="list-style-type: none"><li>令和元年東日本台風では、<u>全国で142箇所の堤防決壊が発生し、このうち122箇所（約86%）は「越水」が決壊の要因であると推定された（図-1）。</u></li><li>これを踏まえ、「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」では、越水した場合でも決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する<u>粘り強い河川堤防の技術開発を進める必要があると提言。</u></li><li><u>越水時の堤防の決壊・非決壊を分ける要因・メカニズムは十分に解明されていない（図-2、図-3）</u>が、現状、越水時の堤防の破壊過程は、裏法部（一般的には法尻から侵食が始まる場合が多い）の侵食から始まり、天端の崩壊、決壊へと進行すること（図-4）や<u>裏法部の侵食は、越流水によって裏法部に作用するせん断力が裏法部の耐侵食力を上回ることで生じることが知られている。</u></li><li>そのため、堤防を粘り強い構造に強化するためには、<u>裏法部に作用するせん断力を低減させる等により裏法部の侵食を抑制することが重要となる。</u></li></ul>

- 現在、裏法部の侵食を抑制する方法としては、シートやブロック等で裏法部全面を被覆する構造（表面被覆型）等が検討されているが、裏法部の耐侵食力や裏法部に作用するせん断力については、十分な知見がない。
- そこで本公募では、裏法部の堤体土表面の耐侵食力や堤体土表面に作用するせん断力の評価手法を開発するものである。

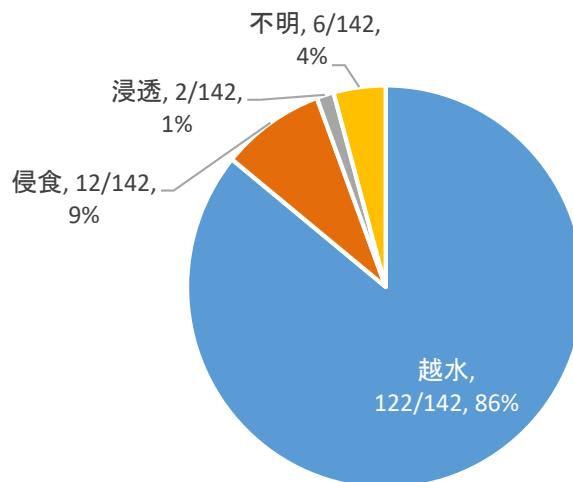


図-1 令和元年東日本台風における決壊の主な要因  
 (国・県管理)



図-2 越水による決壊（千曲川）

図-3 越水後決壊無し（那珂川）

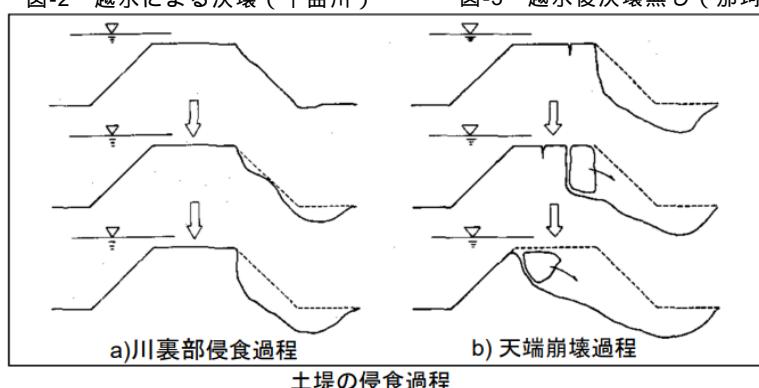


図-4 越水による河川堤防の壊れ方

図-1は、河川堤防の強化に関する技術検討会資料より抜粋

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/teibou\\_kentoukai/dai01kai/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/teibou_kentoukai/dai01kai/index.html)

図-2は、第2回令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会資料より抜粋

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/gijutsu\\_kentoukai/](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/)

	<p>dai02kai/index.html          図-3～4は、第1回令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会資料より抜粋  <a href="https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/dai01kai/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/gijutsu_kentoukai/dai01kai/index.html</a></p>
技術研究開発の内容、リクワイアメント（要項）	<p>シートやブロック等で裏法部の堤体土表面を被覆することによる侵食抑制効果を把握するため、堤体土表面の耐侵食力、堤体土表面に作用するせん断力（流速）を評価する手法の開発を行う。          以下、の両方の技術開発を行うことが望ましい。</p> <p><b>内容 堤体土表面の耐侵食力について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裏法部の耐侵食力は、堤体の土質や施工状態（締固め度）による影響を受けることから、土質や施工状態（締固め度）の違いを反映する必要がある。</li> <li>越水時には、川表からの浸透や降雨、越流水によって、堤体が浸潤する。耐侵食力は、浸潤することで低下することから、堤体の浸潤状況を考慮する必要がある。</li> <li>耐侵食力を超えるせん断力等が作用した場合の侵食速度を予測できることが必要である。</li> <li>耐侵食力を評価する従来の手法としては、土の引張破壊応力（堤体土の引張破壊に要する引張力の最大値であり、現場試験によって求められる）と侵食限界流速（堤体土の侵食速度が急激に増加し始める流速）との関係から侵食速度を評価する手法がある。従来の手法については文献1)などが参考になるが、土質や施工状態（締固め度）、浸潤状況などによる耐侵食力の変化を考慮できない。</li> <li>法尻の堤内地側地盤の耐侵食力は検討対象としない。</li> </ul> <p><b>のリクワイアメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土の引張破壊応力に、堤体の土質、施工状態（締固め度）、浸潤状況等を反映し、堤体土表面の耐侵食力（侵食限界流速、侵食速度）を評価できる手法の確立。なお、当該手法によらず、新たな評価指標や試験方法を確立してもよい。</li> <li>河川堤防の築堤に用いられる粘性土、砂質土（河川土工マニュアル第3章参照 <a href="https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/11">https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/11</a>）に適用可能な手法であること。</li> </ul> <p><b>内容 堤体土表面に作用するせん断力について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>堤体土表面に作用するせん断力は一般的に不等流計算によって評価されるが、ブロックやかご等の表面被覆材を設置した場合には、空気が混入するなどの複雑な流れとなり（図-5）、ブロックやかご等の表面被覆材の影響を考慮する必要がある。</li> <li>ブロックやかご等の表面被覆材の下に通常は吸出し防止材を設置するが、吸出し防止材の厚さや構造（透水係数）を考慮する必要がある。</li> <li>また、堤体の沈下等により、表面被覆材と堤体土表面との間に隙間が</li> </ul>

	<p>生じることがあるが、隙間の高さを考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法尻に設置した基礎工堤内地側の洗掘の有無、堤内地の湛水状況を考慮する必要がある。</li> <li>吸出し防止材のみを表面被覆材として設置した場合（図-6）の堤体土表面に作用するせん断力の算定手法については、文献2)などが参考となるが、ブロックやかご等による流れの変化、隙間の高さについては考慮できない。</li> </ul> <p><b>のリクワイアメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面被覆材設置時に越水した際の裏法部における堤体土表面に作用するせん断力（流速）の算定手法の確立。ブロックやかご等が流れに与える影響、吸出防止材の影響を考慮すること。なお、堤体土表面の急激な侵食に至る前の解析を想定しており、堤体の変形過程の解析は含まない。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>図-5 ブロックやかご等の影響を受ける流れのイメージ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図-6 吸出し防止材のみを設置した場合の流れのイメージ</p> </div>
参考となる文献	<p>1) 福島雅紀・笹岡信吾・田端幸輔：越水による河川堤防の壊れ方に関する考察、河川技術論文集、第28巻、pp.85-90、2022.</p> <p>2) 堀謙吾・藤田光一・服部敦・宇多高明：侵食防止・植生繁茂を両立させるシート材の持つべき基本特性、第51回土木学会年次学術講演会、pp.376-377、1996.</p>
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤体の浸潤状態等を考慮した、裏法部の堤体土表面（表面被覆材設置の場合は被覆材下）の侵食速度評価手法の開発</li> <li>表面被覆材設置時の裏法部の堤体土表面（被覆材下）に作用するせん断力（流速）の算定手法の開発</li> </ul>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術研究開発の実施にあたり、行政と意見交換する場を設置するので参加すること。</li> <li>評価手法の検証のためのデータとして、以下を提供可能。          （内容について）         <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模越水実験結果（実験模型形状、越水前の川表側の水位、堤体内浸潤線、越流量、侵食形状、堤体土の土質試験結果、実験動画）(S54年度～S58年度実施)</li> <li>越水前に、川表側に数日間水を湛水させ、堤体内の浸潤状況を確認した</li> </ul> </li> </ul>

	<p>うえで、越水実験を実施している。</p> <p>土質を変えて、4 ケースの土堤の実験を実施している</p> <p>実施した土質試験は、土の粒度試験、土粒子の密度試験、土の含水量試験、土の液性・塑性限界試験、突き固めによる土の締固め試験、土の透水試験、一面せん断試験、三軸圧縮試験</p> <p>実験結果等から検証が困難な場合は、土質試験等から判断できる一般的な土の性質を耐侵食力の評価に考慮してもよい。</p> <p>( 内容 に関して )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>越水時にブロックに作用する流体力の計測実験結果（越流水深、ブロックの形状、分力計による抗力・揚力・モーメントの計測値、実験動画（固定床、縮尺 1/4 実験））( R2 年度～R3 年度実施 ) 上記について、ブロックの形状は、突起の形や、突起の高さ、突起の角度を変えた実験（全 10 ケース程度）を実施している。</li><li>大規模越水実験結果（実験模型形状、越流水深、越流時間、侵食形状、堤体土の土質試験結果、実験動画）( R1 年度～R3 年度実施 ) 表面被覆材としては、吸出し防止材を設置したケース、吸出し防止材の上に連節ブロックを設置したケース、ブロックマットを設置したケースの 3 ケースの実験を実施している。 侵食形状は、表面被覆材を含む実験模型の表面形状、実験終了後に表面被覆材を取り除いた堤体土表面の形状を 3D レーザースキャナーにより計測している。 実施した土質試験は、土の粒度試験、土粒子の密度試験、土の湿潤密度試験、土の液性・塑性限界試験、突き固めによる土の締固め試験、土の透水試験、三軸圧縮試験、現場密度試験（RI 法）、引張破壊試験</li><li>吸出し防止材と堤体の隙間を流れる流速の計測実験結果（固定床、縮尺 1/4 実験）( R4 年度実施予定 )</li></ul>
--	---

## (2)スケジュール

令和 4 年 10 月 17 日	公募開始
令和 4 年 12 月 2 日	公募締切
令和 4 年 12 月頃	書面審査
令和 5 年 2 月 10 日あるいは 13 日（いづれも予定）	選定審査
令和 5 年 2 月～3 月	採択の可否決定、公表
令和 5 年 3 月～令和 5 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施

令和5年12月～令和6年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年6月	事後評価（ヒアリング）

### （3）応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.1 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、表 2.2 のとおりです。

**表 2.1 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）/新規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河指-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河指-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河指-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河指-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河指-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河指-6	研究年度（令和 年度）の必要経費概算	1枚
	様式河指-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

#### a)添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるもの添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

#### b)提出方法

応募様式の提出は、電子データ（様式河指-1～様式河指-7はwordファイルの形式）で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

#### c)応募書類の提出期限及び提出先

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：(表 2.1 の応募書類) 令和 4 年 12 月 2 日（金）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することができます。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更

を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

#### **g) 個人情報等の取り扱い等**

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### **(4) 応募書類の審査**

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査とともに、応募書類の内容について書面審査（一次審査として実施）、選定審査（二次審査として実施）を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.2 のとおりです。

**表 2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 応募書類 審査内容**

書面審査 (一次審査)	方法：河川技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和 4 年 12 月頃 結果：電子メールにて研究代表者に結果を連絡（ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡）
選定審査 (二次審査)	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 5 年 2 月 10 日あるいは 13 日（いづれも予定） 対象：書面審査（一次審査）の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.3 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 採択にあたっての審査基準

( ) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
( ) 導入可能性	河川行政への応用性及び研究成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
( ) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か

**(5) 審査結果の通知・公表**

**a) 審査結果の通知**

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

**b) 審査結果の公表**

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

**(6) 技術研究開発の委託契約**

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書(案)」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

## 2.2.2. 中間評価時および事後評価時

### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

対象となる技術研究開発課題は2.2.1(1)節のとおりです。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度も継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領【継続課題】」を参照してください。

### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月 中間評価（ヒアリング）

令和6年3月 継続の可否決定、公表

令和6年3月～令和6年5月頃 委託研究契約準備、委託研究契約手続き

契約締結後 委託契約による技術研究開発の実施

令和7年3月 委託契約による技術研究開発の終了

令和7年6月 事後評価（ヒアリング）

### (3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表2.4、表2.5のとあります。

表2.4 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（指定型課題）	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河指-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式河指-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
	様式河指-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式河指-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河指-6	研究年度（令和 年度）の必要経費概算	1枚
	様式河指-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河指-7は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表2.5 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
------	----	--------	------

河川技術・流域管理分野（指定型課題）	様式河指-1 様式河指-8 - -	研究概要・成果の要旨 河川砂防技術研究開発【成果概要】 報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	1枚 9枚程度
--------------------	----------------------------	--	------------

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a) 添付書類

- 提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。
- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b) 提出部数

電子データ（様式河指-1～様式河指-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

#### c) 審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表2.4、表2.5に示す様式申請票、様式河指-1～様式河指-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表2.5に示す様式河指-1、様式河指-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限（中間）：

様式申請票、様式河指-1～様式河指-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限（事後）：

様式河指-1、様式河指-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出先：国土技術政策総合研究所 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表

する事があります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者（国土技術政策総合研究所）より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。
- 8) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

a) 中間評価

中間評価については表 2.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

**表 2.6 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 中間評価の評価基準**

<b>総合評価</b> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。(コメントあり) c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)
<b>. 技術研究開発の進捗状況</b> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、技術研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<b>. 研究成果の見通し</b> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<b>. 研究成果の導入、活用可能性</b> ・研究成果を河川行政へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### b) 事後評価

事後評価については表 2.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

**表 2.7 河川技術・流域管理分野（指定型課題） 事後評価の評価基準**

<b>総合評価</b> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。
------------------------------	----------------------------

	B : 一定の研究成果があった。（コメントあり） C : 研究成果があったとは言い難い。（コメントあり）
・目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
・研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
・研究成果  (1) 技術革新性 ・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
(2) 導入可能性 ・研究成果が幅広く普及することにより、河川行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## （5）審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## （6）技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土技術政策総合研究所と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。なお、委託契約条件については、別添資料1「国土技術政策総合研究所 委託研究契約書（例）」を参照してください。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第3条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（案）」を

## 2. 河川技術部門 公募要領

### 2.2 河川技術・流域管理分野（指定型課題）

#### 2.2.2. 中間評価時および事後評価時

参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

### 2.3. 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題))

#### 2.3.1. 新規応募時

##### (1) 技術研究開発課題

提案型課題(流域課題)の技術研究開発公募は、国土交通省が管理する河川を中心とした流域に関して、河川管理と都市計画・地域計画を互いに関連させ、水害に対する流域の安全性の向上や健全な水循環系の構築、河川整備やコンパクトシティ等のまちづくり政策を組み合わせた健全な都市の構築等、流域計画・流域管理上の技術課題や政策課題に対して、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者が共同して技術研究開発を行い、河川の流域管理上の課題を解決することを目的としています。

研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。

必要に応じて、国土交通本省・国土技術政策総合研究所と情報交換や意見交換を実施することが可能であること。

研究体制は、河川工学、都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者により構成することが望ましいが、一つの分野の研究者が中心となる研究体制でも実施可能とする。

令和5年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、2件を目標として採択します。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行って下さい。

##### (2)スケジュール

令和4年10月17日	公募開始
令和4年12月16日	公募締切
令和5年2月10日あるいは13日(いずれも予定)	選定審査
令和5年2月~3月	採択の可否決定、公表
令和5年3月~令和5年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和5年12月~令和6年2月	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月~令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年6月	事後評価(ヒアリング)

##### (3)応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.8 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、表 2.10 のとおりです。

表 2.8 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)/新規課題)	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提流-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提流-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提流-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提流-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提流-6	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚
	様式河提流-7	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

### a)添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

### b)提出部数

応募様式の提出は、電子データ(様式河提流-1～様式河提流-7はwordファイル)の形式で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます(応募〆切までに必着)。

### c)応募書類の提出期限及び提出先

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限:(表 2.8 の応募書類)令和4年12月16日(金)必着
- ・提出先:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料3>の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

#### g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### (4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.9 のとあります。

表 2.9 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 5 年 2 月 10 日あるいは 13 日（いづれも予定） 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.10 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.10 河川技術・流域管理分野（提案型課題（流域課題））採択にあたっての審査基準

( ) 課題解決性	河川流域管理と都市計画・地域計画を互いに関連性をもつて研究を進めることで、課題の解決に資する適切な研究か
( ) 新規性・ 将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
( ) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等との共同研究が可能な体制か

#### (5) 審査結果の通知・公表

##### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

##### b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土

交通省のホームページ等で公表します。

#### (6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

### 2.3.2. 中間評価時および事後評価時

#### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度も継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領〔継続課題〕」を参照してください。

#### (2)スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月	中間評価(ヒアリング)
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年3月	委託契約による技術研究開発の終了
令和7年6月	事後評価(ヒアリング)

#### (3)審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表2.11、表2.12のとおりです。

表 2.11 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) / 継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提流-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提流-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提流-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提流-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提流-6	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚
	様式河提流-7	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提流-7は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

**表 2.12 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) 中間評価・事後評価時の審査書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題))	様式河提流-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提流-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a)添付書類

- 提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。
- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出部数

電子データ(様式河提流-1～様式河提流-8はwordファイルの形式)で、メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.11、表 2.12 に示す様式申請票、様式河提流-1～様式河提流-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.12 に示す様式河提流-1、様式河提流-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

##### ・提出期限(中間):

様式申請票、様式河提流-1～様式河提流-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出期限(事後):

様式河提流-1、様式河提流-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- 提出先：地方整備局等 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### e) 注意事項

- 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

#### f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### (4) 中間評価・事後評価

#### a) 中間評価

中間評価については表 2.13 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 2.13 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。(コメントあり) c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して研究成果を導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### b) 事後評価

事後評価については表 2.14 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 2.14 河川技術・流域管理分野(提案型課題(流域課題)) 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 一定の研究成果があった。(コメントあり)
------------------------------	--

	C : 研究成果があったとは言い難い。 (コメントあり)
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果</u>	
<u>( 1 ) 課題解決性</u> ・河川工学及び都市計画・地域計画及び下水道をはじめとする幅広い分野の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>( 2 ) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5)審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

## 2.4. 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題))

### 2.4.1. 新規応募時

#### (1) 技術研究開発課題

国土交通省が管理する河川等が抱える管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、各河川をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、河川管理上の課題を解決することを目的としています。

令和5年度に新規に公募する技術研究開発課題は、一般研究として公募し、5件を目標として採択します。

国土交通省が管理する河川等が抱える一般的な河川管理上の技術的な課題、または固有の河川管理上の技術的な課題を対象とし、具体的なフィールドにおいて、先駆的に実行する技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

##### 河川管理上の技術的な課題例

- ・河川工事・維持管理技術に関する技術研究開発
- ・水害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・河川環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な水資源対策に関する技術研究開発
- ・健全な水・物質循環の構築に関する技術研究開発
- ・河川工学、水文学などに関する技術研究開発 等

なお、1年目の中間評価結果が優良と評価された場合、2年目の費用負担限度額を増額（最大200万円）する場合があります。希望の場合は1年目の応募時に所定の様式を提出して下さい。

応募に先立ち、研究対象とする河川を管理する地方整備局の公募担当課と共同研究を実施することを確認の上、研究内容、成果の活用について事前調整を行ってください。

#### (2) スケジュール

令和4年10月17日	公募開始
令和4年12月16日	公募締切
令和5年2月10日あるいは13日（いずれも予定）	選定審査
令和5年2月～3月	採択の可否決定、公表
令和5年3月～令和5年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和5年12月～令和6年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年6月	事後評価（ヒアリング）

### (3) 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.15 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、表 2.16 のとおりです。

**表 2.15 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題)) 応募書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題))/新規課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式河提地-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提地-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提地-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提地-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提地-6	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚
	様式河提地-7	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

#### a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

#### b) 提出部数

応募様式の提出は、電子データ(様式河提地-1～様式河提地-7はwordファイルの形式)で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます(応募〆切までに必着)。

#### c) 応募書類等の提出期限及び提出先

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限:(表 2.15 の応募書類)令和4年12月16日(金)必着
- ・提出先:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室

河川砂防技術研究開発公募 担当係

・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料3>の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。
- 6) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。

### g)個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### (4)応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.16 のとおりです。

表 2.16 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題)) 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和5年2月10日あるいは13日（いずれも予定） 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.17 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 2.17 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題)) 採択にあたっての審査基準

( ) 課題解決性	河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
( ) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
( ) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

### (5)審査結果の通知・公表

#### a)審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

#### b)審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

## 2.4.2. 中間評価時および事後評価時

### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度も継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領【継続課題】」を参照してください。

### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月	中間評価（ヒアリング）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年3月	委託契約による技術研究開発の終了
令和7年6月	事後評価（ヒアリング）

### (3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。 審査書類は表2.18、表2.19のとおりです。

表 2.18 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題））/継続課題	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式河提地-2	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式河提地-3	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式河提地-4	河川技術・流域管理分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式河提地-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式河提地-6	研究年度（令和 年度）の必要経費概算	1枚
	様式河提地-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式河提地-7は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

新規採択時に増額を希望された課題の様式河提地-6は、増額有り無しの2種類をそれぞれ1枚ずつ提出してください。

**表 2.19 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題)) 中間評価・事後評価時の審査書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題))	様式河提地-1	研究概要・成果の要旨	1枚 9枚程度
	様式河提地-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出部数

電子データ(様式河提地-1～様式河提地-8はwordファイルの形式)で、メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 2.18、表 2.19 に示す様式申請票、様式河提地-1～様式河提地-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 2.19 に示す様式河提地-1、様式河提地-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

- ・提出期限(中間):

様式申請票、様式河提地-1～様式河提地-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- ・提出期限(事後):

様式河提地-1、様式河提地-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

- 提出先：地方整備局等 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### e) 注意事項

- 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出してください。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

#### f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### (4) 中間評価・事後評価

#### a) 中間評価

中間評価については表 2.20 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、必要に応じて次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判

断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

新規採択時に増額を希望された課題について、評価委員会による中間評価結果が優良と評価された場合に増額します。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 2.20 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。（コメントあり） c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。（コメントあり）
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を河川または流域管理へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### b) 事後評価

事後評価については表 2.21 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度6月頃に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 2.21 河川技術・流域管理分野（提案型課題（地域課題）） 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 一定の研究成果があった。（コメ
------------------------------	---

2. 河川技術部門 公募要領  
 2.4 河川技術・流域管理分野(提案型課題(地域課題))  
 2.4.2. 中間評価時および事後評価時

	ントあり) C : 研究成果があったとは言い難い。 (コメントあり)
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果</u> <u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川または流域が抱える課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5) 審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費



### 3. 砂防技術部門公募要領

#### 3.1. 公募概要

##### 砂防技術分野

砂防技術分野の技術研究開発公募は、砂防技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって砂防行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

##### 地域課題分野(砂防)

国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、砂防関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

一般研究のみの1段階で行う提案型課題のもの（以下、一般型という）と、FS研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究の2段階で行う指定型課題のもの（以下、FSスタートという）の2種類があります。

###### a ) 一般研究

管理者と学識者が連携して技術研究開発を行うものとします。

###### b ) FS研究（フィージビリティスタディ研究）

管理者と学識者とが連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究です。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される管理及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

#### 3.2. 砂防技術分野

##### 3.2.1. 新規応募時

令和5年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

### 3.3. 地域課題分野(砂防) 一般型

#### 3.3.1. 新規応募時

##### (1) 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体的なフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。

砂防関係事業等の技術的な課題例

- ・砂防関係工事に関する技術研究開発
- ・土砂災害等の被害の軽減に関する技術研究開発
- ・生態系・景観など溪流環境の向上に関する技術研究開発
- ・総合的な土砂管理に関する技術研究開発

等

##### (2) スケジュール

令和4年10月17日	公募開始
令和4年12月2日	公募締切
令和4年12月～令和5年2月(予定)	選定審査(書面)
令和5年3月	採択の可否決定、公表
令和5年3月～令和5年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和5年12月～令和6年2月頃	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月頃	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年5月以降	事後評価(ヒアリング)

##### (3) 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表3.1のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は、表3.5、表3.6、表3.7のとあります。

**表 3.1 地域課題分野(砂防) 応募書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野(砂 防)	別紙地砂-1	応募・審査書類申請票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その2)	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その3)	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚

	様式地砂-5 様式地砂-6	研究年度（令和 年度）の必要経費概算 研究者データ（共同研究者を含む全員分）	1枚 各 2枚
--	------------------	---	------------

#### a) 添付書類

- 応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。
- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

#### b) 提出方法

募集様式の提出は、電子データ（表 3.1 の応募書類は word ファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類は P D F 等ファイル）をメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）

#### c) 応募書類等の提出期限及び提出先

- ・提出期限：（表 3.1 の応募書類）令和 4 年 12 月 2 日（金）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表する

ことがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

**f) 注意事項**

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 本技術研究開発の期間中に研究代表者が任期等により退職の予定がある場合、応募を認めません。また、応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- 8) 本技術研究開発の期間中、各地方整備局等より、本課題に関係する業務(以下、関係業務)が発注された際に、その業務内容と、採択された課題における研究代表者、共同研究者の主たる役割の内容が重複すると判断された場合には、研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、関係業務を受託することができない場合があります。

**g) 個人情報等の取り扱い等**

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

**(4) 応募書類の審査**

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表3.2のとおりです。

**表 3.2 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容**

審査	方法：砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和4年12月～令和5年2月（予定） 結果：砂防技術評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
----	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

**表 3.3 地域課題分野（砂防） 審査基準**

( ) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
( ) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
( ) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 研究代表者と共同研究者の役割分担は適切か

#### **(5) 審査結果の通知・公表**

##### **a) 審査結果の通知**

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

##### **b) 審査結果の公表**

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

#### **(6) 技術研究開発の委託契約**

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

### 3.3.2. 中間評価時および事後評価時

#### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度も継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領〔継続課題〕」を参照してください。

#### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月頃	中間評価(ヒアリング)
令和6年3月	採択の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月頃	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和7年3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年5月以降	事後評価(ヒアリング)

#### (3) 審査書類・提出書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表3.4、表3.5のとおりです。

表3.4 地域課題分野(砂防) 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野(砂防)	別紙地砂-1	応募・審査書類提出票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その2)	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その3)	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地砂-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

表 3.5 地域課題分野(砂防) 中間評価・事後評価時の審査書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出方法

電子データ(別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8はwordファイルの形式)で、メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表3.4、表3.5に示す別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表3.5に示す様式地砂-7～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

##### ・提出期限(中間):

別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出期限(事後):

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出先:(別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8及び添付書類)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係  
E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp  
(契約図書に規定する成果品)  
地方整備局等 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に對して情報提供を行うことがあります。

#### (4) 中間評価・事後評価

### a) 中間評価

中間評価については表 3.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～2月頃に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	--

研究成果（中間）については、隨時、学会等での発表をお願いします。

表 3.6 地域課題分野（砂防） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究 継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : 指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。(指摘事項あり) c : 指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。(指摘事項、条件付き) d : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### b) 事後評価

事後評価については表 3.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	--

研究成果（事後）については、隨時、学会等での発表をお願いします。

表 3.7 地域課題分野（砂防） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。
------------------------------	---

	C : 一定の研究成果があった。 D : 研究成果があったとは言い難い。
. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
. 研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
. 研究成果  ( 1 ) 課題解決性 ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
( 2 ) 新規性・将来性 ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5) 審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

### 3.4. 地域課題分野（砂防）FSスタート

#### 3.4.1. 新規応募時

##### (1) 技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、以下のとおりです。

砂防関係事業等実施上の技術的な課題を対象とし、具体的なフィールドにおいて、先駆的に行う技術研究開発であり、かつ、実現可能であるものとします。特に全国的共通課題であるが、地域毎に特性を考慮して検討すべき課題を対象とします。

###### 【公募課題（FSスタート）】

土砂・洪水氾濫対策計画立案のための地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上

##### 公募課題（FSスタート）

課題名	土砂・洪水氾濫対策計画立案のための 地域特性に応じた山地河川の土砂・流木動態解析手法の再現性向上
期間・費用	FS研究では1年300万円まで。以後、一般研究は原則2年以内、合計1,700万円まで。（総額2,000万円まで）
背景	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動に伴い、河川流量の増大に伴う流送土砂の増大や山地流域における表層崩壊の集中的な発生が懸念されている。平成29年九州北部豪雨や平成30年西日本豪雨等における河床変動状況や崩壊発生状況の実態を踏まえ、これまでに土砂・洪水氾濫計画策定に係る土砂動態解析手法や発生した崩壊現象を物理的に説明するモデルが構築されてきた。</li><li>・一方、現行の手法では、山地流域で大量に生産された土砂について、河川区間における動態把握の再現性が低い事例が確認されている。また、集中的な表層崩壊の発生がみられない地域では、確度高く崩壊規模等を推定する手法の確立にあたり、降雨特性や地形地質特性等を踏まえた更なるモデルの高度化が求められている。</li></ul>



山地流域で発生した土砂の下流河川における堆積と氾濫（長野県茅野市）

技術研究開発の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 土砂・洪水氾濫時及び山地流域の大規模な土砂生産時における再現性の高い河床変動計算技術等を開発する</li> <li>✓ 地形地質、水文特性を踏まえた崩壊発生リスク評価手法を開発する</li> </ul>
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模土砂生産に伴う細粒土砂が下流河川に及ぼす影響の評価手法の高度化</li> <li>・地形地質等を踏まえた崩壊生産土砂量の評価手法の高度化</li> <li>・山地河川の河道形状等を踏まえた河床変動計算技術の高度化</li> </ul>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果は国土交通省の砂防関係施策に活用可能なものとすること</li> <li>・研究の実施にあたり行政と意見交換する場（年2回程度）を設置するので参加すること</li> <li>・必要に応じて、本省、国総研とも情報交換を行いながら研究を実施すること</li> </ul>

## (2)スケジュール

令和4年10月17日	公募開始
令和4年12月2日	公募締切
令和4年12月～令和5年2月（予定）	選定審査（書面）
令和5年3月	採択の可否決定、公表
令和5年3月～令和5年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和5年12月～令和6年2月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月頃	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年5月以降	事後評価（ヒアリング）

## (3)応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表3.8のとおりです。なお、中間評価・事後評価時における評価基準や提出書類は表3.11～表3.14のとあります。

**表 3.8 地域課題分野(砂防) 応募書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野(砂防)	別紙地砂-1	応募・審査書類申請票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その2)	2枚

	様式地砂-3 様式地砂-4 様式地砂-5 様式地砂-6	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その3) 技術研究開発年次計画・経費の見込み 研究年度(令和 年度)の必要経費概算 研究者データ(共同研究者を含む全員分)	1枚 1枚 1枚 各2枚
--	--------------------------------------	--	-----------------------

#### a)添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

#### b)提出方法

応募様式の提出は、電子データ(表3.8の応募書類はwordファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類はPDF等ファイル)をメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます(応募〆切までに必着)。

#### c)審査書類等の提出期限及び提出先

- ・提出期限:(表3.8の応募書類)令和4年12月2日(金)必着
- ・提出先:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d)応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e)秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することができます。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 本技術研究開発の期間中に研究代表者が任期等により退職の予定がある場合、応募を認めません。また、応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- 8) 本技術研究開発の期間中、各地方整備局等より、本課題に関係する業務(以下、関係業務)が発注された際に、その業務内容と、採択された課題における研究代表者、共同研究者の主たる役割の内容が重複すると判断された場合には、研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、関係業務を受託することができない場合があります。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査する

とともに、応募書類の内容について審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 3.9 のとおりです。

表 3.9 地域課題分野（砂防） 応募課題 審査内容

審査	方法：砂防技術評価委員会による応募書類の審査 時期：令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月（予定） 結果：砂防技術評価委員会開催後に電子メールにて研究代表者に結果を連絡
----	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 3.10 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

表 3.10 地域課題分野（砂防） 審査基準

( ) 課題解決性	砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する適切な研究か
( ) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
( ) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

#### (5) 審査結果の通知・公表

##### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

##### b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

#### (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）

3 . 砂防技術部門 公募要領  
3.4. 地域課題分野(砂防) FSスタート  
3.4.1. 新規応募時

- 諸経費

### 3.4.2. 中間評価時および事後評価時

#### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで、令和6年度以降に継続して技術研究開発を行うものに限ります。

対象となる技術研究開発課題は3.4.1(1)節のとおりです。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度に継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領【継続課題】」を参照してください。

#### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、事務局等より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月頃	中間評価(ヒアリング)
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月頃	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和7年3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年5月以降	事後評価(ヒアリング)

#### (3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表3.11、表3.12のとおりです。

表3.11 地域課題分野(砂防) 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野(砂 防)	別紙地砂-1	応募・審査書類申請票	1枚
	様式地砂-1	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その1)	1枚
	様式地砂-2	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その2)	2枚
	様式地砂-3	地域課題分野公募(砂防) 応募様式(その3)	1枚
	様式地砂-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式地砂-5	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚
	様式地砂-6	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出してください。なお、様式地砂-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

**表 3.12 地域課題分野(砂防) 中間評価・事後評価時の審査書類**

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題 分野 (砂防)	様式地砂-7	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式地砂-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	10枚
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出方法

電子データ(別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8はwordファイルの形式)で、メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表3.11、表3.12に示す別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

事後評価時は表3.12に示す様式地砂-7、様式地砂-8、及び契約図書に規定する成果品等を提出して下さい。

審査書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途事務局または委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

##### ・提出期限(中間):

別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出期限(事後):

様式地砂-7～様式地砂-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出先:(別紙地砂-1、様式地砂-1～様式地砂-8及び添付書類)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
河川砂防技術研究開発公募 担当係  
E-mail: hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp  
(契約図書に規定する成果品)  
地方整備局等 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前に採択された研究テーマで継続課題に応募する研究者は、同一の研究内容が含まれる研究テーマで新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### (4) 中間評価・事後評価

##### a) 中間評価

中間評価については表 3.13 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～2月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

研究成果(中間)については、隨時、学会等での発表をお願いします。

表 3.13 地域課題分野(砂防) 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価</li> </ul>	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : 指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。(指摘事項あり) c : 指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。(指摘事項、条件付き) d : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。</li> </ul>	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通りの研究成果が期待できるか。</li> </ul>	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果を砂防関係事業へ導入、活用することが可能であるか。</li> </ul>	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

##### b) 事後評価

事後評価については表 3.14 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度5月以降に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	--

研究成果(事後)については、隨時、学会等での発表をお願いします。

表 3.14 地域課題分野(砂防) 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。
--	---

	C : 一定の研究成果があった。 D : 研究成果があったとは言い難い。
. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
. 研究計画 ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
. 研究成果 <u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と管理者による共同研究を通して、砂防関係事業の現場が抱える技術的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・砂防関係事業が抱える課題に対して、新規の研究成果であったか。また、将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5)審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6)技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費



## 4. 河川生態部門公募要領

### 4.1. 公募概要

国土交通省が管理する河川を中心とした流域において、災害対策を含めた全ての河川管理の基本方針である「多自然川づくり」をはじめとした様々な取組が、河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる研究成果を得ることを目的としています。

研究段階はFS研究（フィージビリティスタディ研究）と一般研究とにわかれ、それぞれ以下のとおりです。

#### a) FS研究（フィージビリティスタディ研究）

河川管理者と学識者が連携して解決すべき課題について、課題解決に向けた一般研究の実施計画案を検討する研究。検討成果においては、当該実施計画案の実現可能性、調査の具体的実施方法、調査実施により得られることが想定される河川管理面及びその他の面での効果を明らかにするものとします。

#### b) 一般研究

FS研究の成果を踏まえて設定された課題について、学識者と河川管理者が連携して行う研究。

### 4.2. 地域課題分野（河川生態）

#### 4.2.1. 新規応募時

##### （1）技術研究開発課題

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

なお、国土交通省が管理する水系をフィールドとして、以下の研究を行います。ただし、研究の実施にあたっては、国土交通省関係の事務所と連携を図るものとします。

国土交通省が管理する河川における災害対策の効果がある河川事業が河川やその流域の河川生態系へ与える影響や効果について、地域の研究機関に所属する研究者と河川管理者が、現地調査等を通じた共同研究を、生態学と河川工学等を組み合わせた学際的アプローチで行い、今後の河川の整備や管理の高度化・合理化及び河川環境の向上につながる成果を得ることを目的として、FS研究課題を設定します。

##### 【FS研究課題】

流域治水を視座において生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究

課題名	流域治水を視座において生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究
期間・費用	FS研究：1年 500万円まで 一般研究：

	研究期間は原則 5 年以内（この 5 年には F S 研究期間は含みません） 費用負担限度額は年間 1,500 万円まで
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年に流域治水関連法が全面施行され、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を推進している。</li> <li>流域保水・遊水機能の保全・再生や耕作放棄地を含む水田・農地の活用・保全は、生物の生息・生育・繁殖環境の保全や創出に有効に機能すると同時に治水対策としても有効であると示されている。</li> <li>流域治水と環境を両立させるためには、河川やその周辺環境における生物多様性を踏まえた生態系そのものの評価が益々重要となり、今後、生態系を総合的にとらえる方法の確立が求められる。</li> </ul>
研究計画の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究対象は、水系全体の拡がりや流域内でのつながりを踏まえ、河道、ダム、遊水地、霞堤などの河川管理施設のほか、流域の森林、水田、農地、ため池、公園などとする。</li> <li>研究を実施する上では、流域全体 (<math>\gamma</math> 多様性)、地域間 (<math>\beta</math> 多様性)、地域内 (<math>\alpha</math> 多様性) を支える生息場の特性及びそれらの関係性に注目した研究を行う。</li> <li>河川の整備や流域治水を進める上での様々な社会的視点を踏まえ、生息場の保全・創出とその有効性などに関する研究を行う。</li> </ul>
河川管理への適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者は、研究成果をもとに「河川とその周辺環境を含めた生物のハビタット評価に資する 手引き（仮称）」を作成し、現場での活用を図るものとする。</li> </ul>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域毎の特性を考慮し研究するものであるが、研究成果について、全国的な活用への発展性にも考慮しながら研究すること。</li> <li>研究者と地方整備局等が連携し、共同で技術研究開発を実施することが可能であること。</li> <li>生態学分野と河川工学分野の研究が含まれる研究体制であること。</li> <li>将来的な河川環境の向上につながるように、若手研究者の人材育成を視野に入れた体制であること。</li> </ul>

## （2）スケジュール

令和 4 年 10 月 17 日	公募開始
令和 4 年 12 月 2 日	公募締切
令和 4 年 12 月（予定）	書面審査（一次審査）
令和 5 年 1 月（予定）	ヒアリング審査（二次審査）
令和 5 年 3 月（予定）	採択の可否決定、公表

令和 5 年 3 月～令和 5 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
別途通知	移行評価に係る様式提出
令和 6 年 1 月～令和 6 年 2 月	一般研究（新規）への移行評価（ヒアリング）
令和 6 年 3 月（予定）	移行の可否決定、公表

### （3）応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについて 10.5pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 4.1 のとおりです。

**表 4.1 地域課題分野（河川生態）応募書類**

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題 分野（河 川生態）	別紙地生-1	応募書類申請票	1 枚
	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その 1）	1 枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その 2）	4 枚以内 ( )
	様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その 3）	2 枚
	様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1 枚
	様式地生-5	研究年度（令和 年度、一般研究第 年目）の必要 経費概算	1 枚
	様式地生-6	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各 2 枚

( ) FS 研究の内容 1 枚、一般研究の内容 3 枚以内の計 4 枚以内

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・ 法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの 1 部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

#### b)提出方法

応募様式の提出は、電子データ（表 4.1 の応募書類は word ファイルの形式、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが存在しない場合の添付書類は PDF 等ファイル）をメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

#### c)応募書類の提出期限及び提出先

応募書類を郵送で提出するとともに電子メールにて提出した旨を連絡願います。電子メールのみ等による応募は受け付けません。

- ・提出期限：(表 4.1 の応募書類) 令和 4 年 12 月 2 日（金）必着
- ：FS 研究（新規課題）に関する提出期限
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
　　国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
　　河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gbm.mlit.go.jp

#### d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

#### e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和 4 年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。

- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

#### **g) 個人情報等の取り扱い等**

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### **(4) 応募書類の審査**

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査・ヒアリングを行います。審査の方法、時期、結果等は表 4.2 のとおりです。

**表 4.2 地域課題分野（河川生態） 応募課題 審査内容**

書面審査 (一次審査)	方法：河川生態委員会による応募書類の審査 時期：(FS研究)令和4年12月(予定) 結果：12月中旬～12月下旬に電子メールにて研究代表者に結果を連絡(ヒアリング審査対象者にはヒアリング審査の日時・会場も連絡)
ヒアリング審査 (二次審査)	方法：河川生態委員会によるヒアリング プレゼンテーションソフトを用いた説明をお願いします。 時期：(FS研究)令和5年1月(予定) 対象：書面審査(一次審査)の結果選定された研究テーマの研究代表者 場所：国土交通本省内会議室(予定) 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡

審査は、有識者からなる評価委員会において表 4.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

**表 4.3 地域課題分野（河川生態） 審査基準**

( ) 課題解決性	河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する適切な研究か(課題解決に向けた具体的な方向性と調査事項が示されていることが望ましい)
( ) 新規性・将来性	新規の研究要素が認められるか 将来性のある研究か
( ) 実現可能性	目標達成が可能な研究計画、経費、実施体制は適切か 地方整備局等と共同で技術研究開発が可能な体制か

#### **(5) 審査結果の通知・公表**

#### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

#### b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

### (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。成果については、表 4.4 に示す書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生- ）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

諸経費（上記の直接費 × 諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

表 4.4 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 (河川生態)	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

#### 4.2.2. 移行時(FS研究から的一般研究への移行)

##### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマ(FS研究)で令和6年度に一般研究に移行して技術研究開発を行うものに限ります。

令和5年度FS研究が対象

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- 流域治水を視座においた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究(R5年度FS研究)

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度に一般研究に移行または継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領〔継続課題〕」を参照してください。

##### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は移行評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和6年1月～令和6年2月	移行評価(書面・ヒアリング)
令和6年3月(予定)	移行の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年11月～令和6年12月	研究集会での発表
令和7年1月(予定)	継続課題の様式提出
令和7年1月～令和7年2月	中間評価(ヒアリング)、継続の可否決定、公表 (次年度に継続して応募する場合)

##### (3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表4.5のとおりです。

表4.5 地域課題分野(河川生態) 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題分野(河川生態)	別紙地生-I	応募書類申請票	1枚
	様式地生-1	地域課題分野公募(河川生態) 応募様式(その1)	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募(河川生態) 応募様式(その2)	6枚以内 ( )

	様式地生-3 様式地生-4 様式地生-5 様式地生-6 様式地生-7 様式地生-8 様式地生-9	地域課題分野公募(河川生態) 応募様式(その3) 技術研究開発年次計画・経費の見込み 研究年度(令和 年度、一般研究第 年目)の必要 経費概算 研究者データ(共同研究者を含む全員分) 成果の要旨 当該年度における成果公表等の状況 自己評価結果(研究代表者用)	2枚 1枚 1枚 各2枚 1枚 2枚 1枚
--	--	--	---

( )当初計画時の内容3枚以内、今回提出時の内容3枚以内の計6枚以内とする。

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地生-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください)

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出方法

電子データ(別紙地生-1、様式地生-1～様式地生-9はwordファイルの形式)で、  
メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表4.5の応募書類の提出期限は別途連絡します。

一般研究(FS研究からの移行課題)に関する提出期限

- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

- ・E-mail：hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d)秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に對して情報提供を行うことがあります。

(4) 移行評価

F S研究については、一般研究への移行に関する評価（移行評価）を行います。評価は、有識者からなる評価委員会において表4.6の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

なお、移行評価の結果、F S研究で検討した一般研究の実施計画案を基本とした研究を実施することにより河川管理上有用な知見を効果的に得られると見込まれる場合には、河川管理者は、F S研究から一般研究（新規）への移行を決定します。

移行評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度F S研究が対象</li><li>・書面、ヒアリング：令和6年1月～2月（予定）に実施</li><li>・河川生態委員会による評価</li><li>・プレゼンテーションソフト等を用いた説明</li></ul>
------	--

表 4.6 地域課題分野（河川生態） 移行評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	a : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 b : 研究目的は概ね達成され、研究成果があつた。 c : 一定の研究成果があつた。 d : 研究成果があつたとは言い難い。
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決を図る実施計画案を策定することができたか。	a : 課題解決が図られる見込みが十分ある。 b : 課題解決が概ね図られる見込みがある。 c : 課題解決が必ずしも図られるとは限らない。
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5) 審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

### b) 審査結果の公表

移行評価の評価結果等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.7 に示す書類を契約機関に提出して下さい。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生- ）を参照して下さい。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

諸経費（上記の直接費×諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定などで定める率以内で計上することができる）

表 4.7 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果時の提出書類

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 (河川生態)	-	報告書（契約図書による） その他（契約図書による）	-

#### 4.2.3. 中間評価時および事後評価時

##### (1) 技術研究開発課題

令和6年度に一般研究に移行した研究テーマで令和7年度以降も継続して技術研究開発を行うものに限ります。

公募の対象とする技術研究開発課題は、次のとおりです。

- 流域治水を視座にいた生物多様性のためのハビタット保全・創出とその評価に関する研究（R5年度FS研究からR6年度に一般研究へ移行したもの）

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度に一般研究に移行または継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領〔継続課題〕」を参照してください。

##### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和7年1月～令和7年2月	中間評価（ヒアリング）
令和7年3月（予定）	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和7年11月～令和7年12月	研究集会での発表
令和8年1月（予定）（次年度に継続して応募する場合）	継続課題の様式提出
令和8年1月～令和8年2月	中間評価（ヒアリング）、継続の可否決定、公表
以降、技術研究開発年度11月～12月	研究集会での発表
技術研究開発年度の1月（予定）	継続課題の様式提出
技術研究開発年度の1月～2月	中間評価（ヒアリング）
技術研究開発完了年度の翌年度4月以降	事後評価（ヒアリング）

##### (3) 審査書類

審査書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表4.8のとおりです。

表4.8 地域課題分野（河川生態） 審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
地域課題	別紙地生-1	応募書類申請票	1枚
分野（河川生態）	様式地生-1	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その1）	2枚
	様式地生-2	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その2）	6枚以内

		( )
様式地生-3	地域課題分野公募（河川生態）応募様式（その3）	2枚
様式地生-4	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
様式地生-5	研究年度（令和 年度、一般研究第 年目）の必要 経費概算	1枚
様式地生-6	研究者データ（共同研究者全員分）	各2枚
様式地生-7	成果の要旨	1枚
様式地生-8	当該年度における成果公表等の状況	2枚
様式地生-9	自己評価結果（研究代表者用）	1枚

( ) 当初計画時の内容3枚以内、今回提出時の内容3枚以内の計6枚以内とする。

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式地生-6は、過年度の提出時点から変更がある場合のみ提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出方法

電子データ（別紙地生-1、様式地生-1～様式地生-9はwordファイルの形式）で、  
メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類の提出期限及び提出先

- ・提出期限：表4.8の応募書類の提出期限は別途連絡します。
- ・提出先 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課  
河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係
- ・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

#### d)秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 令和4年度以前の採択の継続課題に応募する研究者が、同一の研究内容が含まれる新規課題に重複して応募することはできません。
- 3) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 4) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 5) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 6) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。
- 7) 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価委員会等事務局の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 中間評価・事後評価

中間評価・事後評価は、有識者からなる評価委員会において表4.9、表4.10の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、評価の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承下さい。

評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては研究を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般研究（継続）が対象</li><li>・書面・ヒアリング：各技術研究開発年度の1月～2月に実施</li><li>・河川生態委員会による評価</li><li>・プレゼンテーションソフト等を用いた説明</li></ul>
事後評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術研究開発完了年度の翌年度4月以降に実施</li><li>・河川生態委員会による評価</li></ul>

	・プレゼンテーションソフト等を用いた説明
--	----------------------

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は郵送とします。

・提出期限：

<中間評価>

(表 4.8 の中間評価提出書類)

様式地生-7、地生-8、地生-9 の提出期限は別途連絡します。

<事後評価>

(表 4.8 の事後評価提出書類)

様式地生-7、地生-8、地生-9 委託研究実施期間の末日まで

(表 4.11 の事後評価提出書類)

契約図書に規定する成果品、様式地生-10、地生-11 委託研究実施期間の末日まで

・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

河川砂防技術研究開発公募 河川生態分野担当係

表 4.9 地域課題分野（河川生態） 中間評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : 指摘事項に留意の上、引き続き研究を推進する。(指摘事項あり) c : 指摘事項を踏まえ研究計画を修正の上、研究を推進する。(指摘事項、条件付き) d : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して研究成果を導入、活用することが	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

可能であるか。	
---------	--

表 4.10 地域課題分野（河川生態） 事後評価結果の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 研究目的は概ね達成され、研究成果があった。 C : 一定の研究成果があった。 D : 研究成果があったとは言い難い。
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果</u>	
<u>(1) 課題解決性</u> ・地域の研究者と河川管理者による共同研究を通して、河川管理の現場が抱える生態学的な課題の解決に資する研究を推進することができたか。	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
<u>(2) 新規性・将来性</u> ・河川管理の現場が抱える生態学的な課題に対して、新規の研究成果や将来性が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

## (5) 審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の全額支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。研究成果については、表 4.11 に示す書類を契約機関に提出してください。作成にあたっては、技術研究開発成果等作成要領（別紙地生- ）を参照してください。

4. 河川生態部門公募要領  
 4.2. 地域課題分野（河川生態）  
 4.2.3. 中間評価時および事後評価時

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

直接費（委託研究に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費）

- ・人件費（委託研究に直接従事する技術者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）。ただし、国から給与が支給されている国立大学法人や独立行政法人等の職員は計上できない。）
- ・諸謝金（委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金。）
- ・旅費交通費（委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する費用。）
- ・庁費（委託研究に必要な備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費等。）

諸経費（上記の直接費 × 諸経費率（30%）を上限とし、かつ地方整備局等の規定等で定める率以内で計上することができる）

**表 4.11 地域課題分野（河川生態） 技術研究開発成果 提出書類**

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
地域課題分野 (河川生態)	-	報告書（契約図書による）	-
	-	その他（契約図書による）	-
	様式 G 地生-10	河川砂防技術研究開発【成果概要】 (最終年のみ)	10枚程度
様式 G 地生-11	河川砂防技術研究開発【成果の要点】(最終年のみ)	4枚	



## 5. 海岸技術部門公募要領

### 5.1. 公募概要

#### 海岸技術分野

海岸技術分野の技術研究開発公募は、海岸技術分野の技術研究開発課題について、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって海岸行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

#### 地域課題分野（海岸）

地域課題分野（海岸）の技術研究開発公募は、国土交通省が実施する海岸関係事業等における技術的な課題に対して、研究機関に所属する研究者と管理者が、各現場をフィールドにした現地調査等を通じ共同して技術研究開発を行い、海岸関係事業等実施上の課題を解決することを目的としています。

### 5.2. 海岸技術分野

#### 5.2.1. 新規応募時

令和5年度に公募する新規技術研究開発課題はありません。

### 5.3. 地域課題分野(海岸)

#### 5.3.1. 新規応募時

##### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に新規に公募する技術研究開発課題は、指定型課題として公募し、2件を目標として採択します。

課題名	「河川から海岸への土砂移動の連続性を実現するための河口部等の地形変化計算モデルに関する研究開発」
期間・費用	原則3年以内で合計3,000万円まで（各年度1,000万円を上限）
背景	<ul style="list-style-type: none"><li>我が国の多くの海浜は、河川から供給された土砂により形成され、高波による浸水の軽減、美しい自然景観や観光資源の形成に寄与している。その持続には河口部における土砂移動の連続性を確保する必要があるが、河川から海岸への土砂動態は十分解明されておらず、その量の推定方法が確立されていない。</li><li>本研究開発は、河川から海岸への土砂移動の連続性を実現するための対策の検討に用いることができる、河口部およびその周辺海岸（以下、河口部等）の地形変化計算モデルを開発することを目的としたものである。</li></ul>
技術研究開発の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>全国で策定が進められている総合土砂管理計画では、河床変動計算等により算定された河川からの供給土砂量を境界条件とした海浜変形計算により、海岸の土砂収支が算定されていることが多い。</li><li>しかし、河口部等では、出水による河口砂州のフラッシュや河口テラス形成、沖合への細粒分の流出が比較的短時間で生じた後、その後の比較的長時間の波浪の作用により河口砂州の再生や河口テラスから周辺海岸への土砂移動が生じていると考えられるが、そのようなプロセスは上記計算において考慮されていない。また、そのプロセスへの河口部等の導流堤・防波堤等の影響も考慮されていない。</li><li>本技術研究開発は、出水による比較的短時間の地形変化とその後（数ヶ月から数十年）の波浪による地形変化を統合的に取り込むとともに、導流堤・防波堤等の影響を考慮できる河口部の地形変化計算モデルを開発するものである。</li><li>本技術テーマのリクワイアメント（要求事項）は該当欄を参照。</li></ul>

	<p style="text-align: center;">河口部等で生じていると想定される現象</p>
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物の影響を考慮し、河川の出水と比較的長期間の波浪の作用による土砂移動が計算される河口部等の地形変化モデルの開発</li> </ul>
実施条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>下に示す河川・海岸の組合せから1組以上を対象として、国が所有する地形測量データ、海象データ（波高、周期、波向、潮位）、サンドバイパス土量（港湾での浚渫量、置き砂量）、養浜量、河川流量、河道掘削・砂利採取量、土砂の粒径等を用いてモデルの検証を行うこと。なお、本課題の目的はモデルの開発と検証であるが、調査期間中に重要な地形変化イベントが見込まれる時には、国土交通省と現地観測の実施について協議する。</li> <li>本研究の成果は、国土交通省の河川・海岸事業に活用可能なものとする。</li> <li>国土交通本省、国土技術政策総合研究所と連携して研究を実施すること。</li> </ul> <p>【海岸と河川の組合せ】 これ以外の河川・海岸も対象としてよいが、データの所在は応募者が確認すること。</p> <p>富士川・富士海岸、手取川・石川海岸、阿賀野川・新潟港海岸、大井川・駿河海岸、安倍川・静岡清水海岸、熊野川・七里御浜、江の川・和木波子海岸、物部川・高知海岸</p>
リクワイアメント（要件事項）	<p><b>課題 長期を対象とした河口部の地形変化の推定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期（30年程度）を対象とした海浜変形の計算は、所要時間を抑制するため、局所的な漂砂量を取り扱う3次元海浜変形モデルではなく、沿岸漂砂量の収支を取り扱う等深線変化モデル等により行われることが実務では多い。また、等深線変化モデル等では、エネルギー平均波</li> </ul>

	<p>や河川からの流出土砂量の年平均値など、平均的な外力や境界条件を用いることが多い。しかし、出水時の地形変化が比較的大きい水深まで生じる場合、比較的大きい水深に堆積した土砂が河口砂州や河口周辺の海岸に移動する現象をエネルギー平均波を用いたモデルでは十分に再現できない。また、間欠的な現象である出水による流出土砂量を年平均値で与えたモデルでは、河口部の長期的な地形変化を十分な精度で推定できるか定かではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波向が季節や台風等の擾乱により変動する海岸が多く、沿岸漂砂の方向は、年間を通じた卓越方向が存在するものの、絶えず変化している。このような波向の変化は河口テラスの変形や周辺海岸への土砂供給に影響することから、長期を対象とした海浜変形の計算においてはその変化を考慮する必要がある。</li> <li>・ 出水時にフラッシュした河口砂州はその後の波浪により再生する一方、出水時に河口テラス周辺に堆積した土砂はその後の波浪により河口周辺の海岸に供給される。このような平面的な地形変化に関わる土砂の挙動は粒径集団毎に異なることから、その挙動を粒径集団別に推定する必要がある。また、その挙動への河口周辺の構造物の影響を適切に考慮できることも必要である。</li> </ul> <p><b>リクワイアメント</b></p> <p><b>出水時の地形変化を踏まえた、長期における河口部等の地形変化を再現できる手法の確立</b></p> <p><b>課題 比較的短期間の出水時を対象とした流動・地形変化の推定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題 の長期変動における河口部から沿岸域への供給土砂量の精度を向上するために、以下の項目を考慮して推定精度を向上することが必要である。</li> <li>・ 出水における河口砂州のフラッシュは、砂州の開口部での流れや砂州を越流する流れにより生じるため、このような複雑な流れを精度良く推定する必要がある。</li> <li>・ 出水時に河川から流出する土砂の一部は河口周辺にとどまらずに沖へ流出することから、河口テラスの変形を推定するためには、粒径集団別に流出土砂の挙動を推定する必要がある。</li> <li>・ 出水における河口砂州や河口テラスの変形は、上記の流れのほか、河口テラスでの屈折や河川流との干渉の影響を受けた波浪により生じるため、河口周辺の波についても精度良く推定する必要がある。</li> <li>・ 出水時において河口砂州等の変化により上記の流れ・波が変化し、その変化が河口砂州等の変化にも影響することから、流れ・波の計算と地形変化の計算は両者の途中結果を相互に受け渡ししながら行う必要がある。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、上記推定においては、流れや波、地形変化への河口周辺の構造物の影響を適切に考慮できることも必要である。</li> </ul> <p><b>リクワイアメント</b>          出水時における河口周辺の流れ・波の特徴、河口砂州や河口テラスの変形を表現できる手法の確立</p>
--	---

## (2)スケジュール

令和4年10月17日	公募開始
令和4年12月2日	公募締切
令和5年2月10日あるいは13日(いずれも予定)	選定審査
令和5年2月～3月	採択の可否決定、公表
令和5年3月～令和5年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和5年12月～令和6年2月	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和6年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月	中間評価(ヒアリング)(次年度に継続)
令和7年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃 契約締結後	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 委託契約による技術研究開発の実施
令和8年6月	事後評価(ヒアリング)

### a) 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 5.1 のとあります。なお、評価時における評価基準は、表 5.3 のとあります。

表 5.1 海岸技術分野 応募書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式海岸-2	海岸技術分野公募 応募様式(その1)	2枚以内
	様式海岸-3	海岸技術分野公募 応募様式(その2)	3枚以内
	様式海岸-4	海岸技術分野公募 応募様式(その3)	1枚以内
	様式海岸-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海岸-6	研究年度(令和 年度)の必要経費概算	1枚

	様式海岸-7 研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚
--	----------------------------	-----

### b)添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

### c)提出方法

応募様式の提出は、電子データ( 様式海岸-1～様式海岸-7 は word ファイルの形式 ) で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出する P D F 等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます（応募〆切までに必着）。

### d)応募書類の提出期限及び提出先

#### 1)応募時

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：(表 5.1 の応募書類) 令和 4 年 12 月 2 日（金）必着
- ・提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省水管理・国土保全局海岸室  
河川砂防技術研究開発公募 担当係
- ・E-mail : hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

### e)応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類について受付できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後 7 日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承下さい。

### f)秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表する

ことがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### g) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

#### h) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

#### (3) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について選定審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 5.2 のとおりです。

表 5.2 海岸技術分野 応募書類 審査内容

選定審査	方法：河川技術評価委員会によるヒアリング 時期：令和 5 年 2 月 10 日あるいは 13 日（いずれも予定） 対象：研究テーマの研究代表者（連携整備局等の担当者も原則参加） 場所：国土交通本省内会議室（予定） 結果：ヒアリング後電子メールにて研究代表者に結果を連絡
------	--

審査は、有識者からなる評価委員会において表 5.3 の視点から総合的に行われます。

なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 5.3 海岸技術分野（指定型課題） 採択にあたっての審査基準

( ) 技術革新性	既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
( ) 導入可能性	海岸行政への応用性及び成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
( ) 実現可能性	目標達成及び実用化が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か

#### (4) 審査結果の通知・公表

##### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。  
なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

##### b) 審査結果の公表

審査の結果、採択予定となった研究テーマについて、研究テーマ名、技術研究開発の概要及び研究代表者名を国土交通省のホームページ等で公表します。

また、中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

#### (5) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費

### 5.3.2. 中間評価時および事後評価時

#### (1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマ（指定型課題）で、令和6年度も技術研究開発を行うものに限ります。

対象となる技術研究開発課題は5.2.1(1)節のとおりです。

令和4年度以前に新規採択され、令和5年度も継続する課題については、「令和5年度河川砂防技術研究開発公募実施要領【継続課題】」を参照してください。

#### (2) スケジュール

審査書類の提出締切は中間評価・事後評価開催の1か月前を目安としますが、委託契約担当者より別途研究代表者に連絡します。

令和5年12月～令和6年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和6年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和6年12月～令和7年2月	中間評価（ヒアリング）（次年度に継続）
令和7年2月～3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和8年6月	事後評価（ヒアリング）

#### (3) 審査書類

応募書類、提出書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。審査書類は表5.4、表5.5のとおりです。

表 5.4 海岸技術分野 中間評価時の審査書類

公募区分	様式	応募様式名称	所定枚数
海岸技術分野	様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
	様式海岸-2	海岸技術分野公募 応募様式（その1）	2枚以内
	様式海岸-3	海岸技術分野公募 応募様式（その2）	3枚以内
	様式海岸-4	海岸技術分野公募 応募様式（その3）	1枚以内
	様式海岸-5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
	様式海岸-6	研究年度（令和 年度）の必要経費概算	1枚
	様式海岸-7	研究者データ（共同研究者を含む全員分）	各2枚

過年度の提出書類を更新して提出して下さい。なお、様式海岸-7は、過年度の提出時

点から変更がある場合のみ提出してください。

**表 5.5 海岸技術分野 中間評価・事後評価時の審査書類**

公募区分	様式	様式名称	所定枚数等
海岸技術分野	様式海岸-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式海岸-8	河川砂防技術研究開発【成果概要】	9枚程度
	-	報告書(契約図書による)	
	-	その他(契約図書による)	

中間評価時の報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日までに提出してください。

#### a)添付書類

提出にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部（ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載してください）

既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

なお、過去の応募の際に提出頂いているものから大きな変更がある場合のみ、変更に関する書類のみ添付して下さい。

#### b)提出方法

電子データ（様式海岸-1～様式海岸-8はwordファイルの形式）で、メールにより提出して下さい。

#### c)審査書類等の提出期限及び提出先

研究成果については、中間評価時は表 5.4、表 5.5 に示す様式申請票、様式海岸-1～様式海岸-8及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

事後評価時は表 5.5 に示す様式海岸-1、様式海岸-8 及び契約図書に規定する成果品を提出してください。

提出書類等の提出期限及び提出先は下記のとおりとし、提出方法は別途委託契約担当者より連絡します。

契約図書に規定する成果品は「提出部数は印刷物2部、電子データ1式(CD-R等)」を基本とします。但し、委託契約担当者の指示に従って下さい。

##### ・提出期限(中間):

様式申請票、様式海岸-1～様式海岸-8とし提出期限は別途連絡します。

報告書および契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間の末日まで

##### ・提出期限(事後):

様式海岸-1、様式海岸-8、契約図書に規定する成果品は委託研究実施期間

の末日まで

- ・提出先：地方整備局等 委託契約担当者

#### d) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、評価委員会、評価分科会等事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

#### e) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成十一年法律第四十二号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、<別添資料 3>の様式にて委託契約担当者へ提出して下さい。提出を受けた委託契約担当者は評価委員会等事務局の了解を得るものとします。

#### f) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しませんが、重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

### (4) 中間評価・事後評価

#### a) 中間評価

中間評価については表 5.6 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。評価委員会による中間評価の結果、次年度以降の研究の進め方等について意見を付与するとともに、委託額を減額する場合や、研究成果の見込みがないと判断されたものについては技術研究開発を打ち切る場合があります。

中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度課題について委託年度の12月～3月に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 5.6 海岸技術分野 中間評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・評価基準項目毎の評価を踏まえ研究継続の妥当性について総合的に評価	a : 研究が順調に実施されており、引き続き研究を推進する。 b : コメントに留意の上、引き続き研究を推進する。(コメントあり) c : 現在までの進捗状況に鑑み、研究目的の達成が困難であるため、研究を終了する。(コメントあり)
<u>. 技術研究開発の進捗状況</u> ・研究開発の目的、目標を計画通り達成するため、研究開発が適切に進捗しているか。	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。 c : 不適切であった。
<u>. 研究成果の見通し</u> ・計画通りの研究成果が期待できるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
<u>. 研究成果の導入、活用可能性</u> ・研究成果を海岸行政へ導入、活用するこ <sup>ト</sup> とが可能であるか。	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。

### b) 事後評価

事後評価については表 5.7 の基準で評価委員会によるヒアリングを実施します。

事後評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術研究開発完了年度の翌年度 6 月頃に実施</li> <li>・評価委員会によるヒアリング評価</li> </ul>
------	---

表 5.7 海岸技術分野 事後評価の評価基準

<u>総合評価</u> ・以下の項目を総合的に評価	A : 研究目的は達成され、十分な研究成果があった。 B : 一定の研究成果があった。(コメントあり) C : 研究成果があったとは言い難い。(コメントあり)
<u>. 目標達成度</u> ・当初の目標を達成することができたか。	a : 十分達成した。 b : 概ね達成した。 c : 達成しなかった。
<u>. 研究計画</u> ・研究計画、経費、研究体制等の計画が適切で	a : 適切であった。 b : 概ね適切であった。

あつたか。	c : 不適切であった。
. 研究成果	
( 1 ) 技術革新性	a : 十分推進することができた。 b : 概ね推進することができた。 c : 不十分
・学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	
( 2 ) 導入可能性	a : 十分期待できる。 b : 概ね期待できる。 c : 期待できない。
・研究成果が幅広く普及することにより、海岸行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できるか。	

## (5) 審査結果の通知・公表

### a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承下さい。

### b) 審査結果の公表

中間評価、事後評価の評価結果、河川砂防技術研究開発【成果概要】等を国土交通省のホームページ等で公表します。

## (6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、地方整備局等と研究代表者の所属する機関との間で委託契約を結ぶことにより負担します。委託費の支払いは、各年度の委託契約の完成検査及び成果引渡を行った後になります。

なお、地方整備局等から研究機関への委託経費は、以下のものです。

- ・人件費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・庁費（備品費、借料及び損料、印刷製本費、賃金、会議費、外注費、その他）
- ・諸経費



&lt;別添資料1&gt;

## 国土技術政策総合研究所 委託研究契約書(例)

**委託研究契約書**

委託研究の名称

委託研究実施期間      自 令和 年 月 日  
                                 至 令和 年 月 日

委託料の限度額      ¥  
                                 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

成果品の納入場所      国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 國土技術政策総合研究所長  
 受託者 とは、次の条項により委託契約を締結する。

## (総則)

- 第1条 受託者は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## (権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (再委託の禁止等)

- 第3条 受託者は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 受託者は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う

業務はこの限りではない。

- 5 受託者が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。
- 6 受託者は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (履行体制の把握)

第4条 受託者は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方(共同研究等の相手方を含む。)がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

#### (実施計画書の変更等)

第5条 受託者は、実施計画書の変更(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしようとするときは、変更後の実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 委託者は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不適当と認めたときは、受託者と協議するものとする。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

#### (委託研究の内容の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費(人件費、諸謝金、旅費、庁費)に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不適当となったときは、委託者と受託者とが協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。
- 3 前条第1項及び第2項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。
- 4 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (実施期間の延長等)

第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

#### (損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託研究の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

#### (検査及び引渡し)

第9条 受託者は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及

- び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。
  - 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。
  - 4 第2項の規定は、委託者が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受理した場合に準用する。
  - 5 委託者は、第2項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
  - 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
  - 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を委託者に引き渡さなければならない。

#### (委託料の支払)

- 第10条 受託者は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
  - 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (知的財産権の範囲)

第11条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
  - 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。)
  - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
  - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と受託者とが協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
  - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

#### (知的財産権の帰属)

第12条 委託者は、契約締結日に受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により委託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるものとする。

- 一 受託者は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第14条の規定に基づいて、その旨を委託者に報告する。
  - 二 受託者は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - 三 受託者は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
  - 四 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
  - 五 受託者は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施(自己実施)すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価(ロイヤリティー)を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。
- 2 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては出願、回路配置利用権に係る権利にあっては、申請に先立って行うものとし、受託者は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を委託者に提出するものとする。
- 一 受託者の従業員又は役員(以下「従業員等」という。)の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を受託者が承継した旨を記載した書面。
  - 二 前号の知的財産権を受ける権利を受託者が委託者に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
  - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 受託者は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

#### (知的財産権の管理)

第13条 受託者は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、委託者の指示に従い、受託者は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを委託者の名義により行うものとする。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
  - 二 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
  - 三 プログラム等の著作物にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 委託者は、前項の場合において、受託者に対し、受託者が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 受託者は、当該委託研究に係る委託者の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、委託者より協力の要請があった場合には速やかに対応することとする。

#### (知的財産権の報告)

第14条 受託者は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に國の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願(平成 年度国土技術政策総合研究所「 」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願)」

- 3 受託者は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を委託者に提出しなければならない。
- 4 受託者は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を委託者に提出しなければならない。

#### (知的財産権の移転)

第15条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を委託者以外の第三者に移転する場合には、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

- 2 受託者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を委託者に提出し委託者の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまですに規定する場合は、この限りではない。
  - イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社という。)に当該知的財産権の移転をする場合
  - ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転をする場合
  - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合
- 3 受託者は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

#### (知的財産権の実施許諾)

第16条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、第12条第1項、第18条及び第19条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

#### (知的財産権の放棄)

第17条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

#### (知的財産権の帰属の例外)

第18条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて委託者に帰属する。

- 2 第12条第2項及び前項の規定により著作権を受託者から委託者に移転する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は著作者人格権行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は当該第三者が著作者人格権行使しないように必要な措置をとるものとする。

#### (ノウハウの指定)

第19条 委託者及び受託者は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

## (職務発明規程の整備)

第20条 受託者は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が受託者に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

## (残存物件の返還)

第21条 受託者は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

## (契約の解除及び違約金等)

第22条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」(平成30年4月16日国総研達第24号)に規定する研究活動の不正行為を行ったと認められるとき。
- 四 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成20年10月21日国土交通省制定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。
- 五 受託者(受託者が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

## (委託料の経理及び監査)

第23条 受託者は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 受託者は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第2四半期及び第3四半期終了後3

0日以内に委託者に報告しなければならない。

- 4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 5 受託者は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 受託者は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第25条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時(委託研究実施期間内においては公表しようとするとき)に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について委託者と受託者が協議するものとする。
- 二 受託者は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、特段の理由がある場合を除き、その内容が委託者の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、委託者と受託者が協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 茨城県つくば市旭1番地  
支出負担行為担当官  
国土技術政策総合研究所長

印

受託者 住所

氏名

印

<別添資料2>

## 共同研究体協定書(案)

### (目的)

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

- 一 國土交通省國土技術政策総合研究所委託に係る 研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

### (名称)

第2条 当共同研究体は、 共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、 研究の委託契約の履行後 ケ月を経過するまでの間は解散することができない。

(注) の部分は、例えば3と記入する。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

大学

県 市 町 番地

大学

### (代表者の名称)

第6条 共同体は、 大学を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の 研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 研究 大学

の 研究 大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、 研究の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が 研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいづれかが研究途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

大学外 大学は、上記のとおり 共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

大学  
学長 印

大学  
学長 印

共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省国土技術政策総合研究所委託に係る 研究については、共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

の 研究 大学 円  
の 研究 大学 円

大学外 大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

共同研究体

代表者 大学 学長 印

大学 学長 印

<別添資料3>

## 申請事項変更届

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_ 殿

研究代表者 : \_\_\_\_\_

所属 : \_\_\_\_\_

役職 : \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の変更について（河川砂防技術研究開発公募 : \_\_\_\_\_分野）

\_\_\_\_\_が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（6）注意事項の5)に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名 : \_\_\_\_\_

変更の内容 : \_\_\_\_\_

変更の理由 : (\_\_\_\_\_)による

その他 :

## 申請事項変更届

令和〇年\_月\_日

地方整備局  
殿

研究代表者：国土 太郎

所属：大学

役職：教授

E-mail: xxxx@xxxx.ac.jp

所属の変更について（河川砂防技術研究開発公募：河川技術・流域管理分野）

研究代表者である私、国土太郎の所属が変更になりましたので、「応募書類、あるいは応募書類・提出書類」の（6）注意事項の5)に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：に関する技術研究開発

変更の内容：研究代表者の所属を大学より大学に変更

変更の理由：( 令和 年 月 日付け人事異動 )による

その他：

前所属である大学、新所属である大学及び共同研究者に上記内容を了解いただいており研究の実施体制に影響はありません。